

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査報告
(中間まとめ)

平成30年10月16日
文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム

【目次】

I	経緯等	1
II	文部科学省が実施している公募型事業の平成30年度の選定プロセスに係る調査について	2
	1. 「私立大学研究ブランディング事業」以外の公募型事業について	2
	（1）調査の概要	2
	（2）調査フロー	3
	（3）作業チームの体制	3
	（4）調査結果	3
	2. 私立大学研究ブランディング事業について	5
	（1）選定プロセスの制度等の調査	5
	（2）選定プロセスの各段階の作業チームによるチェック	7
	①作業チームによるチェックの概要	7
	②現時点までのチェックの結果	7
III	文部科学省職員の服務規律の遵守状況に係る調査について	8
	1. 文部科学省職員の服務規律の遵守状況等に係る調査・分析結果について	8
	（1）幹部職員調査の結果について（調査票：参考資料10参照）	8
	①書面調査について	8
	②聞き取り調査について	8
	（2）全職員調査の結果について（調査票：参考資料11参照）	8
	①国家公務員倫理に関する理解度の確認に関する調査・分析結果について	8
	②国家公務員倫理規程等に定める手続きの遵守状況の確認に関する調査・分析結果について	10
	③国家公務員倫理に係る抵触行為の確認に関する調査・分析結果について	11
	④聞き取り調査について	12
	2. 上記1の調査結果等を踏まえた事実関係について	12
	（1）谷口被告人に関する事案について	12
	①戸谷一夫（前事務次官）	12
	i) 本人の説明による事実関係等	12
	ii) 調査・検証チームとしての事実認定	13
	a) 供応接待に関すること	13
	b) 利害関係性に関すること	13
	iii) 評価	13
	a) 利害関係性の有無	13
	b) 国家公務員倫理法及び倫理規程との関係	14
	②高橋道和（前初等中等教育局長）	14
	i) 本人の説明による事実関係等	14
	ii) 調査・検証チームとしての事実認定	15

a) 対応接待に関する事	15
b) 利害関係性に関する事	15
c) 英語授業視察等に関する不適正な便宜供与の有無	15
d) スポーツ界のコンプライアンス強化事業等に関する不適正な便宜供与の有無	16
iii) 評価	16
a) 利害関係性の有無	16
b) 国家公務員倫理法及び倫理規程との関係	16
③義本博司（高等教育局長）	16
i) 本人の説明による事実関係等	16
ii) 調査・検証チームとしての事実認定	17
a) 対応接待に関する事	17
b) 利害関係性に関する事	18
c) 大学入試英語成績提供システムへの参入等に関する不適正な便宜供与の有無	18
d) 病院事業評価研究会等に関する不適正な便宜供与の有無	18
iii) 評価	18
a) 利害関係性の有無	18
b) 国家公務員倫理法及び倫理規程との関係	19
④柿田恭良（前大臣官房総務課長）	20
i) 本人の説明による事実関係等	20
ii) 調査・検証チームとしての事実認定	20
a) 対応接待に関する事	20
b) 利害関係性に関する事	20
iii) 評価	20
a) 利害関係性の有無	20
b) 国家公務員倫理法及び倫理規程との関係	21
⑤由良英雄（前スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当））	21
i) 本人の説明による事実関係等	21
ii) 調査・検証チームとしての事実認定	22
a) 対応接待に関する事	22
b) 利害関係性に関する事	22
c) スポーツ界のコンプライアンス強化事業等に関する不適正な便宜供与の有無	22
iii) 評価	22
a) 利害関係性の有無	22
b) 国家公務員倫理法及び倫理規程との関係	22
⑥初等中等教育局課長補佐級職員（当時）	23
i) 本人の説明による事実関係等	23
ii) 調査・検証チームによる事実認定	23
a) 対応接待に関する事	23

b) 利害関係性に関すること	24
iii) 評価	24
a) 利害関係性の有無	24
b) 国家公務員倫理法及び倫理規程との関係	24
⑦その他	24
(2) 谷口被告人以外に関する事案について	25
①利害関係者と共にゴルフをした事案	25
②利害関係者から無償で役務の提供を受けた事案	25
(3) 「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」、「一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構」に関する事案について	27
①SPOCOMが事業採択を受けた「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」(平成29年度)について	27
i) 関係者の説明による事実関係等	27
a) 高橋道和(当時:スポーツ庁次長)	27
b) 由良英雄(当時:スポーツ庁参事官(民間スポーツ担当))	28
c) 参事官(民間スポーツ担当)付の担当職員等(当時)	30
d) 技術審査委員(当時)8名	31
ii) 調査・検証チームとしての事実認定	32
a) 平成29年度「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」について	32
b) 平成29年度「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」の採択の経緯について	32
c) スポーツ界のコンプライアンス強化事業に関する一部報道について	33
iii) 評価	34
②「toto助成」(平成29年度)等について	36
i) 関係者の説明による事実関係等	36
a) 高橋道和(当時:スポーツ庁次長)	36
b) スポーツ庁政策課及びJSCの担当職員等	37
ii) 調査・検証チームとしての事実認定	38
a) toto助成金等について	38
b) スポーツ庁の公募型事業とSPOCOM等との関係について	39
iii) 評価	39
IV 東京医科大学の入試関係調査について	39
V 宇宙航空研究開発機構(JAXA)による自主調査について	40
VI 再発防止に向けての所感	40

<参考資料>

1. 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームの設置について	44
2. 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム構成員	45
3. 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームにおける作業チーム構成員	46
4. 平成30年度公募型事業の選定プロセスに関する調査について（依頼）	47
5. 平成30年度公募型事業の選定プロセスに関する調査（調査票）	52
6. 公募型事業の選定プロセスに関する調査 作業チーム体制	57
7. 緊急性を要する公募型事業の取扱いについて	58
8. 緊急性を要する公募型事業の取扱いについて（第2弾）	61
9. 文部科学省職員の服務規律の遵守状況等に係る調査について	63
10. 幹部職員書面調査	64
11. 全職員書面調査	75

<添付資料>

平成30年度公募型事業の選定プロセスに関する調査結果

I 経緯等

平成 30 年 7 月 4 日に、佐野太前科学技術・学術政策局長が受託収賄容疑で逮捕された（7 月 24 日に起訴）。事案の概要は、佐野前局長が、東京医科大学元理事長等より「平成 29 年度私立大学研究ブランディング事業」について、同大学が提出する「事業計画書」の記載等について助言・指導するなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたい旨の請託を受け、その謝礼であるとして知らず、自己の次男に対し同大学の平成 30 年度入試において加点を受け、合格者の地位の付与を受けたことが受託収賄罪に当たるとされたものであった。

続いて、7 月 26 日に川端前国際統括官が収賄容疑で逮捕された（8 月 15 日に起訴）。事案の概要は、川端前国際統括官が、コンサルタント会社役員の谷口氏等より同社のコンサルタント業務等について有利かつ便宜な取り計らいを受けたい等との趣旨のもとに供与されるものであることを知らず、約 20 回にわたり、飲食等の接待等（合計約 150 万円相当）を受けたことが収賄罪に当たるとされたものであった。

上記事案を受け、文部科学省は 8 月 15 日に、「私立大学研究ブランディング事業」やその他の公募型事業の平成 30 年度の選定プロセスに係る調査、文部科学省職員の服務規律の遵守状況等に係る調査等を実施するため、「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム」（以下、「調査・検証チーム」という。）を設置した。「調査・検証チーム」では、捜査・公判に影響を与えない範囲という制約の中ではあるものの、関係機関とも調整を行いながら最大限の調査を行っている。

「調査・検証チーム」は文部科学副大臣を座長とし、客観性・第三者性を確保するため、法律・会計・公務員服務等の分野について高い識見・専門性を有する外部有識者を構成員としている。また、「調査・検証チーム」の指示の下、必要な資料の分析及びヒアリング等の具体的調査を行うため、15 名の弁護士の参画を得た「作業チーム」を設置した。

8 月 21 日に「調査・検証チーム」の第 1 回会議を開催した。服務規律の遵守状況調査や公募型事業の選定プロセスの調査の方針等について審議し、これら調査の基本的枠組みを決定した。これを踏まえ、8 月 24 日には平成 30 年度公募型事業の選定プロセスに関する調査を、8 月 27 日には服務規律の遵守状況等に係る調査を開始した。

これら調査の進捗を踏まえ、9 月 13 日に「調査・検証チーム」の第 2 回会議を開催し、平成 30 年度の「私立大学研究ブランディング事業」の選定プロセスに関する調査方針及び、9 月中に採択を予定している 51 件の公募型事業についての調査結果（第 1 次報告）をとりまとめた。

服務規律の遵守状況等に係る調査については、谷口浩司被告人との関係を優先的に調査

を行い、9月18日に「服務規律の遵守状況等に係る調査について（第一次報告）」をとりまとめた。

また、9月28日に「調査・検証チーム」の第3回会議を開催し、公募型事業の選定プロセスに関する調査について、10月以降に採択を予定している108件の事業について調査結果（第2次報告）をとりまとめるとともに、「私立大学研究ブランディング事業」の選定プロセスについて作業チームによるチェック状況の経過報告を行った。

さらに、10月12日に「調査・検証チーム」の第4回会議を開催し、本「中間まとめ」について審議し、今般、現時点までの調査結果をとりまとめることとした。

II 文部科学省が実施している公募型事業の平成30年度の選定プロセスに係る調査について

1. 「私立大学研究ブランディング事業」以外の公募型事業について

（1）調査の概要

文部科学省（外局を含む）が選定プロセスに直接関与する全ての公募型事業について、審査結果等に特定の者の恣意的な意向が反映されない制度や運用となっているかにつき、調査・検証チームとして調査を行った（調査票：参考資料5参照）。

調査対象とした事業は、平成30年度公募型事業^{※1}（633件）であり、調査・検証チームにおいて、各事業の採択予定時期を勘案し、3回に分けて調査検証を実施した。調査に当たっては各事業担当課から提出された調査票^{※2}及び補足資料等に基づき、事業担当課の自己評価及び記載された改善に向けた取組みの内容を中心に精査を行った。その上で、さらなる改善に向けた取組の検討が望まれる事業については、調査・検証チームとして指摘を行うこととした。

※1 本調査において「公募型事業」とは、広く申請者を募る手続により、補助事業者等を特定する過程を経る補助金、委託費、その他（庁費等）により実施する事業のうち、競争の結果により、経費を措置する事業。ただし、庁費については、審査結果に特定の者の恣意的な意向が反映されない制度や運用となっているかを確認するという本調査の趣旨に鑑み、価格以外の要素について提案を受けて、それらの評価を価格に加えて競争を行う総合評価落札方式による場合に限る。

※2 調査票における調査項目

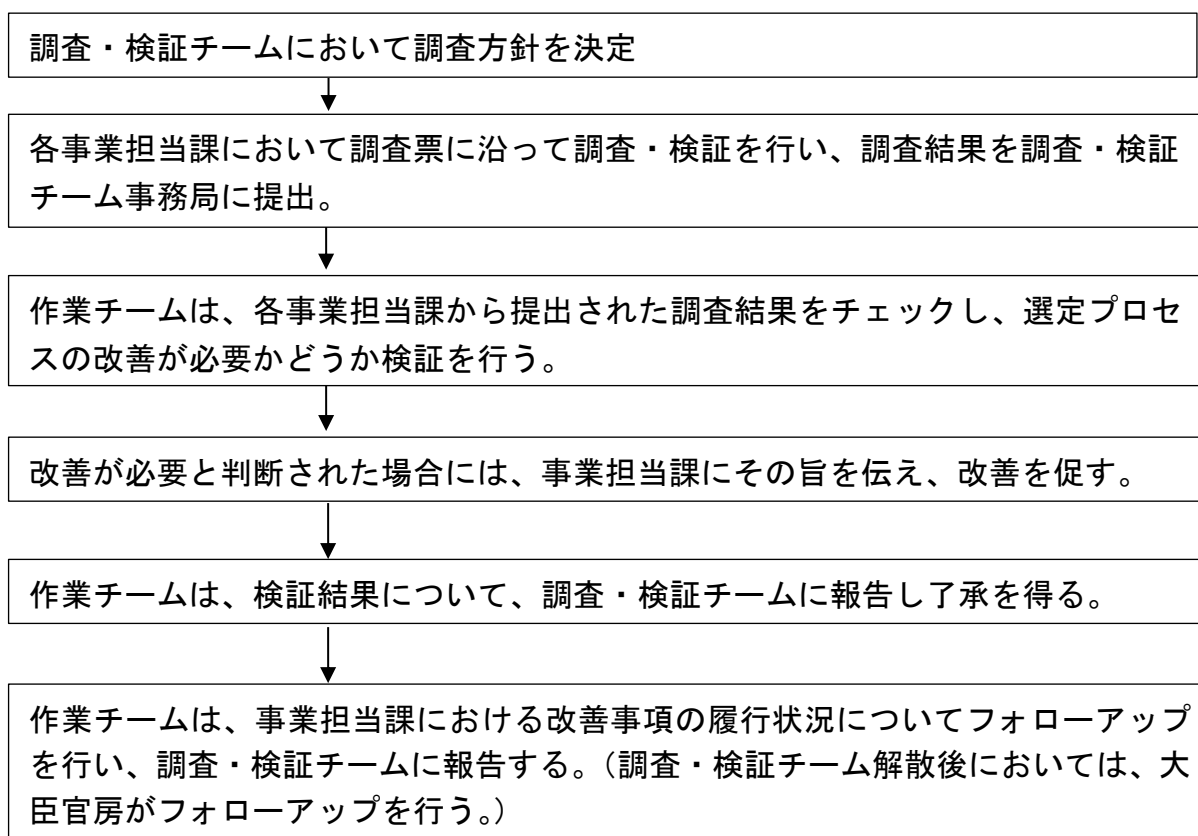
- ・特定の者のみを利するような情報提供の仕方になっていない。
- ・特定の者のみを利するような対応をしていない。
- ・利害関係者や利益相反者等の範囲を明確にしている。
- ・審査から利害関係者や利益相反者等を排除している。
- ・公平性・公正性が担保されるよう審査委員会の実施方法に配慮している。
- ・公平性・公正性が担保されるよう審査委員の公表について配慮している。
- ・審査委員又は審査委員会による審査結果を恣意的に変更していない。

調査にあたっては、作業チームのメンバーである外部の弁護士4人の協力の下、文部

科学省の事業の選定プロセスにおいて法令等の規定を遵守しているかにとどまらず、社会通念上求められる水準の公平性・透明性が保たれるような手続きや運用がなされているか、総合的な観点で複層的に検証を行った。

また、本調査の過程において、「文部科学省職員の服務規律の遵守状況等に係る調査について（第一次報告）」がまとめられ、その中では、文部科学省の幹部職員が平成 29 年度「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」（以下、「スポコン強化事業」という。）に関する利害関係者から供応接待を受けたことが事実認定された。このため、平成 30 年度当該事業については、作業チームにおいて、特定の者の恣意的な意向が反映されない制度や運用となっているかについて、提出された調査票等に加え、事業担当課からのヒアリングも併せて行うことにより、より慎重に調査を行った。

（２）調査フロー



（３）作業チームの体制

参考資料 6 参照

（４）調査結果

調査の過程において、事業担当課からは、事業の公平性・透明性をより追求していく

との観点から改善に向けた取組の提案が示された。調査・検証チームとしては、それら改善内容を是としつつも、必要に応じて、更なる改善の指摘を行うこととした（633件の詳細な調査結果は別添資料参照）。

- ①事業担当課からの提案により改善に向けた取組を行うもの 299 事業
 - ②調査・検証チームにより更なる改善を促すもの 489 事業
- （上記のいずれかの対象となった事業は 543 事業。）

調査を行った全事業について、特定の者の恣意的な意向が反映されない制度や運用となっているかの観点から、特段問題となる事例は確認されなかったが、上述の改善点を確実に取り込むことによって、今後より適切な事業の運営を行っていくことが求められる。

①事業担当課から提案のあった改善に向けた取組の代表例

現 状	改善に向けた取組の内容	件数
審査委員に対し利害関係者等の範囲を説明しているが、曖昧であったり明文化したりしていない。	利害関係者や利益相反者等の範囲について、例示等をしながら明確に定め、公募要領等に記載するなどして、審査委員に共有する。	215 件
審査委員に秘密の保持は求めているが、審査要領等に記載していない。	秘密保持について審査要領等に記載する。	58 件
締め切り後の書類の訂正等は認めていないが、明文化していない。	締め切り後の書類の訂正等は認めない旨公募要領等に記載する。	56 件
問い合わせ等の対応について全ての者に対して一律に公平な取り扱いとすることをしているが、明文化していない。	問い合わせ等の対応について全ての者に対して一律に公平な取り扱いとすることを、公募時の公募要領等に記載する。	46 件
利害関係等について審査委員委嘱時に自ら申告することを求めているが、明文化していない。	委嘱状に自ら申告することを明記する。	25 件
親族関係もしくはそれと同等の親密な個人関係や密接な師弟関係にある者までは排除していない。	利害関係者の範囲をより厳格に見直す。	17 件

い。		
----	--	--

②調査・検証チームにより更なる改善を求めた代表例

現 状	更なる改善を促すもの	件数
採点の集計結果を審査委員全員に情報共有していない。	審査委員全員に情報共有すべき。	201件
不採択者に不採択理由を知らせていない。	不採択理由を通知すべき。	64件
審査委員に申請者からの働きかけ等があった場合には申し出るよう、注意喚起はしていない。	申請者からの働きかけ等があった場合には申し出ることを審査委員に対して義務付けるとともに、その旨審査要領等に記載すべき。	39件

なお、上述の改善に向けた取組については、文部科学省全体として、他の事業にも可能な限り水平展開を図ることを求める。加えて、利害関係者や利益相反者の範囲について最低限の範囲を記載するなど、マニュアルの改訂を検討する必要がある。その際、それぞれのルールの趣旨を明確に記載し、事業に携わる全ての者が着実に理解して業務に当たるようにすることが求められる。また、ルールの策定に当たっては、事業の性質や経済性、実効性とのバランスにも留意しながら継続的にその効果を維持できるような仕組みを構築することが重要である。運用上機械的に採択している事業についても、採択及び配分の基準（評価の観点や考え方など）をできるだけ明確な形で作成するよう事業担当課に徹底すべきである。

2. 私立大学研究ブランディング事業について

(1) 選定プロセスの制度等の調査

文部科学省の他の公募型事業と同様、選定プロセスに、文部科学省職員を含めた特定の者の恣意的な意向が反映されない制度や運用となっているかについて調査を行った。

事業担当課において、調査票に沿って選定プロセスの現状について調査を行い、その結果も踏まえ、「調査・検証チーム」において、調査票の分析及びヒアリングを行った。

事業担当課からは、より公平・公正な選定プロセスとするため、追加的な改善に向けた取組について提案があった。これも踏まえつつ、調査・検証チームからは更なる改善を求めることとした。

①事業担当課から提案のあった改善に向けた取組

事業担当課より、平成30年度は、i) 書面審査後のみならず書面審査の前に事業委員会を開催し、審査の観点をより明確にすること、ii) 申請校に対し提供する情報や公

開情報を充実させ透明性の向上を図ること、との改善を行った上で、対象校の採択を行う旨提案があった。

【改善に向けた取組の具体的な内容】

i) 書面審査後のみならず書面審査の前に事業委員会を開催し、審査の観点をより明確にする

- ・ 今年度は、書面審査を行う前に事業委員会を開催し、審査の観点について審議し、決定する。
- ・ 事業委員会において決定した審査の観点について、審査部会委員に対して通知し、それを踏まえ書面審査を行う。
- ・ 書面審査後の事業委員会においては、書面審査が審査の観点に基づき行われたかどうかを確認しつつ、書面審査におけるコメントも踏まえて審議を行い、最終決定を行う。

ii) 申請校に対し提供する情報や公表情報を充実させ透明性の向上を図る

- ・ 申請校に対して、選定結果に加え、書面審査段階でのコメントや評価の高い項目及び低い項目について情報提供する。
 - ・ 委員長所見において、従来より公表している第1～3次候補の区分方法に加え、第1次候補として選定された大学のうち最低点数や、投票対象となった大学数、投票の結果選定された大学のうち最低得票数について公表する。また、選定の過程における事業委員会委員からの発言・指摘に係る記載を充実する。
- など、透明性の一層の確保に向けた改善を行う。

②調査・検証チームにより更なる実施を求める事項

調査・検証チームとしては、事業担当課の提案による改善点を是としつつも、より公平・公正な選定プロセスとするため、以下の事項について実施を求めることとした。

- i) 利害関係者や利益相反者等の範囲に関し、現行の規定が曖昧であることから、例示を付記すること等により利害関係者の範囲を明確にすること。
- ii) 委員の守秘義務の遵守については、委員就任時等に十分に説明し、その趣旨の徹底を図ること。
- iii) 申請者からの働きかけ等があった場合には申し出ることを審査委員に対して義務付けるとともに、その旨審査要領等に記載すること。

(注) なお、上記に加え、本年度については既に実施済みの申請者からの問合せの対応については、その回答についてQ & Aを作成し公表すべきと考えられるところ、来年度以降の事業の実施に際し留意するよう求めることとした。

(2) 選定プロセスの各段階の作業チームによるチェック

①作業チームによるチェックの概要

上記(1)の調査に加え、本件事業については特に社会的関心も高いことから、今後の支援対象の決定までのプロセスの各段階において、作業チームがチェックを行いながら手続きを実施することとし、これによりその適正性を確認することとする。

(選定プロセスの検証ポイント)

- i) 事業委員会委員の選任(9月20日)
→ 利害関係者・利益相反者の排除等の観点から作業チームがチェック
- ii) 審査部会委員の書面審査分担決定(9月20日)
→ 利害関係者・利益相反者の排除等の観点から作業チームがチェック
- iii) 書面審査結果の集計・事業委員会向け資料の作成(11月~12月)
→ 審査委員会の公平性・公正性確保等の観点から作業チームがチェック
- iv) 事業委員会による最終決定(1月)
→ 審査委員会の公平性・公正性確保等の観点から作業チームが会議に立ち会い、チェック
- v) 採択結果に係る決裁等(2月)
→ 決裁過程以降について審査結果の恣意的な変更の排除の観点から作業チームがチェック

②現時点までのチェックの結果

上記「選定プロセスの検証ポイント」にしたがって、作業チームにおいて9月20日、i) 事業委員会委員の選任、ii) 審査部会委員の書面審査分担決定について、事業担当者へのヒアリング等を通じて確認を行った。その結果、i) については、事業委員会の委員の選任において、各私学団体関係者や有識者等により構成され、特定の者の恣意的な意向が反映されないよう、審査の公平性・客観性に配慮した選考を行っていること、ii) については、審査部会委員の書面審査分担決定において、利害関係に配慮するとともに、恣意的な配置にならないよう、申請大学及び審査委員を機械的に配置し、審査分担決定を行っていることが確認された。

なお、審査の公平性・客観性をより確実に担保するため、以下の改善を事業担当課に求めることとした。

- ・事業委員会委員に対して、利害関係があると思われる大学について事前に申告するよう、担当課より文書にて丁寧に説明すること。
- ・利害関係者の範囲について、過去に遡って確認する年数の適切な範囲を検討すること。

今後も引き続き、上記「選定プロセスの検証ポイント」にしたがって、選定プロセスの各段階において作業チームがチェックを行い、その結果を適宜調査・検証チームに報告する。

Ⅲ 文部科学省職員の服務規律の遵守状況に係る調査について

1. 文部科学省職員の服務規律の遵守状況等に係る調査・分析結果について

(1) 幹部職員調査の結果について（調査票：参考資料 10 参照）

①書面調査について

課長級以上の幹部職員（課長級以上の経験者を含む）268 名に対して調査票を送付し、谷口被告人との関係を含め国家公務員倫理法及び倫理規程に抵触するような関係性に係る事実関係の調査を行った。その結果、268 名全員からの回答があった。そのうち、

i) 谷口被告人に会ったことがあるかとの問に「ある」と回答した者

6名

ii) 谷口被告人と一緒に会食等をしたことがあるかとの問に「はい」と回答した者

5名

iii) 谷口被告人以外の利害関係者から贈与を受けたこと等が「ある」と回答した者

8名

iv) 谷口被告人以外の利害関係者以外の者から繰り返し又は著しく高額な贈与等を受けたことがあるかとの問に「はい」と回答した者

0名

②聞き取り調査について

官房課長級以上の幹部職員（官房課長級以上の経験者を含む）78 名及び、上記（1）

① i) から iv) の設問に対し「ある」又は「はい」と回答した者全員について作業チームメンバーである弁護士による聞き取り調査を行った。

(2) 全職員調査の結果について（調査票：参考資料 11 参照）

①国家公務員倫理に関する理解度の確認に関する調査・分析結果について

a) 回答者数	2617 人
b) 平均点	83.2 点
c) 点数の分布	
80 点以上	2077 人 79%
80 点未満	540 人 21%
d) 問題ごとの正答率	

問題 1. 事業者 A は、職員 Z が所掌する補助金を申請しようとしているため、職員 Z と利害関係者であるが、職員 Z は明日から別の部署に異動する予定であり、異動後であれば今後事業者 A とは利害関係者ではなくなる。

答：×

正答率 93.0%

問題 2. 利害関係者から金銭や物品などを受け取ることは、せん別、祝儀や少額の贈与であれば禁止されていない。

答：×

正答率 96.9%

問題 3. 利害関係者から金銭の貸付を受けることは、少額の場合や短期間で返済する場合や、通常一般の利息を払う場合であれば禁止されていない。

答：×

正答率 97.2%

問題 4. 利害関係者から酒食等のもてなしを受けてはならないとされているところであるが、利害関係者が主催する 30 人規模の立食パーティーに招待されたので参加する予定である。この場合、多数が参加する立食パーティーであれば、例外として酒食等のもてなしを受けても国家公務員倫理法・倫理規程に抵触しない。

答：○

正答率 62.8%

問題 5. 利害関係者とプライベートで旅行をしたが、旅行に要する経費について全て割り勘だったので国家公務員倫理法・倫理規程に抵触しない。

答：×

正答率 80.7%

問題 6. 利害関係者の事業所へ出張し会議に出席した。その際、利害関係者から 1000 円程度の弁当が提供されたが国家公務員倫理法・倫理規程に抵触しない。

答：○

正答率 57.3%

問題 7. 利害関係者に要求して、利害関係者の費用で自分の友人に対して商品券を贈ってもらったが、あくまでも商品券をもらったのは友人であるため、要求した職員は国家公務員倫理法・倫理規程には抵触しない。

答：×

正答率 91.0%

問題 8. ある事業者等から何度も繰り返しご飯をご馳走になったが、この事業者は利害関係者には当たらない者であったので、国家公務員倫理法・倫理規程に抵触することはない。

答：×

正答率 82.6%

問題 9. 出張先で現地視察に行く際、同じ目的地に向かう利害関係者自身が乗るために準備したタクシーに同乗した。職員がいなくても利害関係者はタクシーを使用する予定であったことから、職員はタクシー代を払わなくても問題ない。

答：×

正答率 79.8%

問題 10. 国家公務員倫理法・倫理規程に違反した場合、懲戒処分となる可能性がある。

答：○

正答率 90.5%

e) 分析

問題 4、問題 6 の設問のように、利害関係者から飲食を受けることができる、倫理法の例外規定に関する正答率が低かった。職務遂行上の必要性や国民の疑惑や不信を招かない限度での例外が設けられたところであるが、日頃より、倫理法違反になるのはなぜなのか、あるいはどのような場合かを正しく理解しておく必要がある。

また、問題 9 のように、出張先でのタクシー移動について、利害関係者からの無償でのサービスの提供に当たることの理解ができていない職員が 2 割程度存在していた。

なお、今回の設問は、国家公務員倫理教本に記載のある比較的基本的な内容であるにもかかわらず、正しい理解を有していない職員がいることは看過できないことであり、速やかに研修等の実施及び充実を図り、職員が常日頃から当該内容をすべて正確に理解するよう、これまで以上に周知徹底を図る必要がある。

②国家公務員倫理規程等に定める手続きの遵守状況の確認に関する調査・分析結果について

設問 1 現在のあなたの利害関係者に該当する具体的な範囲について理解していますか。

設問2 利害関係者の費用負担によらず、利害関係者と共に飲食をする場合（例えば参加者での割り勘や、利害関係者にあたらぬ第三者が費用を負担する場合）において、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合、倫理監督官への届出が事前に必要ですが、きちんと遵守していますか

また、やむを得ない事情により事前に届出ができなかった場合は、事後速やかに届出が必要ですが、きちんと遵守していますか。

設問3 利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得る必要がありますがきちんと遵守していますか。

※講演等：「講演」「討論」「講習・研修における指導・知識の教授」「著述」「監修」「編纂」又は「ラジオ・テレビの番組への出演」

設問4 本省課長補佐級以上の職員は、四半期毎に一度、利害関係者の有無にかかわらず、事業者等から5,001円以上の贈与（飲食や物品の提供等）があった場合、贈与等報告書の提出が必要ですが、きちんと遵守していますか。

設問5 本省審議官級以上の職員は、毎年3月から4月に前年1年間（1月から12月）に関する、株取引報告書、所得等報告書の提出が必要ですが、きちんと遵守していますか。

以上の設問について、ほとんどの職員は適切に履行しているとの回答であったが、今回の調査結果、供応接待の事実が明らかになった事案について贈与等報告書が一切提出されていなかったことを踏まえると、国家公務員倫理法及び倫理規程に対する認識と実行が十分ではなかったと考えられることから、職員の理解を一層徹底していく必要がある。今後においては、倫理法令遵守のさらなる周知・啓発を行うとともに、報告書の提出を促す頻度を増やすなどその確実な担保方策を検討していくべきであると考えられる。

③国家公務員倫理に係る抵触行為の確認に関する調査・分析結果について

文部科学省職員2617名（出向中の者を含む）に対し、国家公務員倫理に係る理解及び服務規律の遵守状況の確認を行った。その結果、2617名全員からの回答があった。そのうち、

i) 谷口被告人から贈与を受けたこと等が「ある」と回答した者

4名

ii) 所管の公募型事業に関して、上司やその他の職員から谷口被告人に対し有利な取扱いをするような行為を指示等されたことが「ある」と回答した者

0名

iii) 自分以外の国家公務員が谷口被告人との接触を行っているのを見た、又は聞いたことが「ある」と回答した者

30名

iv) 谷口被告人以外の利害関係者から贈与を受けたこと等が「ある」と回答した者

8名

v) 谷口被告人以外の、利害関係者ではない者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待等を受けたことが「ある」と回答した者

1名

vi) 所管の公募型事業に関して、上司やその他の職員から谷口被告人以外の特定の事業者等に対し有利な取扱いをするような行為を指示等されたことが「ある」と回答した者

5名

※ i) iv) v) 以外の設問については、回答者に上記1.(1)①の幹部職員に関する調査の対象者も含まれている。

④聞き取り調査について

上記書面調査の結果等を踏まえ、約150人の職員に対し、作業チームメンバーである弁護士による聞き取り調査を行った。

2. 上記1の調査結果等を踏まえた事実関係について

(1) 谷口被告人に関する事案について

①戸谷一夫（前事務次官）

i) 本人の説明による事実関係等

本人は、文部科学審議官在任中の平成27年10月頃、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下、「JAXA」という。）に理事として出向していた川端被告人から、元国会議員A氏との会合への誘いを受けて、会食等に参加した。川端被告人からは、A氏は科学技術に関心のある政治家であり、知己を得ることは有益ではないかと聞いていたところ、「政治家は、国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に該当しない。」との認識でこの会合に参加した。

一次会では、四谷の飲食店において、本人、川端被告人、谷口被告人、A氏、B氏、C氏及びD氏の合計7名で会食をした。また、二次会は、銀座のクラブで行われており、本人、川端被告人、谷口被告人、A氏、B氏及びC氏の合計6名が参加した。二次会にはおそらくタクシーで移動したのではなかったか、とのことだった。本人は、

川端被告人以外の者とはそれまで面識がなく、この会食の場において初めて会ったものである。会食時の話題は、A氏を中心に話をしていたのは覚えているが、その内容については覚えていないとのことであった。

これらの会食に要した経費について、本人は支払を行わなかった。本人の見解では、一次会は一人1万円を上回る程度、二次会は一人5万円を上回る程度になろうかと思う、とのことであった。二次会終了後どのように帰宅したのかは覚えていないとのことだった。

なお、その後、平成28年の4～6月頃、谷口被告人が一度だけ文部科学審議官室に立ち寄って挨拶を交わしたが、特に業務に関する要望や会話はなく、それ以降、本人と谷口被告人との関係はなかった。

ii) 調査・検証チームとしての事実認定

a) 供応接待に関する事

平成27年10月29日に四谷の飲食店において、本人（当時：文部科学審議官）、川端被告人（当時：JAXA理事）、谷口被告人（国会議員E氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員）、A氏、B氏、C氏及びD氏の7名による会合が行われた。また、その後タクシーで移動し、二次会として銀座のクラブにおいて、本人、川端被告人、谷口被告人、A氏、B氏、C氏の6名による会合が行われた。

本人の説明によると、一次会は少なくとも1万円を上回る程度であり、二次会は少なくとも5万円を上回る程度だった。

また、一次会から二次会までの距離は5.4km程度であり、タクシー代はおよそ2千円程度であった。

本人は会食に要した経費の支払を行わなかった。

b) 利害関係性に関する事

文部科学省は当時川端被告人が所属するJAXA及びD氏に補助金を支出していた。

iii) 評価

a) 利害関係性の有無

川端被告人は当時JAXA理事であり、文部科学省からJAXAに補助金を支出していたことから、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たると考えられる。

谷口被告人は国会議員E氏の政策顧問であり、また医療コンサルティング会社役員であったが、本人の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確認できていない。

A氏、B氏及びC氏は、本人の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確

認できていない。

D氏は、文部科学省からD氏に補助金を支出しており、本人の職務権限に鑑みると、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たると考えられる。

b) 国家公務員倫理法及び倫理規程との関係

平成27年10月29日に四谷の飲食店及び銀座のクラブで行われた会合は、参加者が、①医療コンサルティング会社の関係者、具体的には役員の谷口被告人、B氏、②文部科学省関係者、具体的には本人、川端被告人、③それ以外の者、具体的にはA氏、C氏及びD氏である。これらの会合は、谷口被告人及びB氏から飲食等の接待を受けたとして逮捕・起訴された川端被告人が、A氏が参加する会合に参加しないかと本人を誘ったものである。

誘われた本人及び川端被告人は、会合の経費を一切負担しておらず、また、D氏は二次会には参加していないため、この会合における飲食は、全体としてその他の二次会参加者による本人に対する供応接待であると考えられ、本人の証言を踏まえると、一次会、二次会及びタクシー代として少なくとも6万円を上回る程度の高額な供応接待を受けたと考えられ、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたと認められることから、本人は、倫理規程第5条第1項に違反する疑いがある。

また、以下②～⑤の事案における幹部職員の行為は自らが倫理監督官（文部科学省では事務次官）であった時期の行為であり、加えて、文部科学省幹部である佐野被告人及び川端被告人が逮捕・起訴されていることを踏まえると、倫理監督官としての極めて重い管理監督責任がある。

②高橋道和（前初等中等教育局長）

i) 本人の説明による事実関係等

本人がスポーツ庁次長在任中の平成28年4月頃より、谷口被告人は自身が政策顧問を務めていた国会議員E氏とともに、スポーツ・コンプライアンスに関する団体を新たに設立することを目的とし、文部科学大臣やスポーツ庁長官を訪問するなどしていた。このような中、同年8月頃、JAXAの理事として出向していた川端被告人が谷口被告人及びB氏を連れてスポーツ庁次長室を訪れ、これ以降、数次にわたり、谷口被告人から本人に対し当該団体設立に関する相談があった。

その後、平成29年4月に一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構（以下、「SPOCOM」という。）が設立されるとともに、同年6月29日にはSPOCOMの発足記念会が開催され、本会にはスポーツ庁長官が出席し祝辞を述べたほか、本人も出席していた。また、E氏よりその日の夜に懇親会を開催するので参加して欲しいとの要請がある旨、川端被告人から伝えられた。本人は、「政治家は国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に該当しない。」との認識でこの懇親会に参加した。

懇親会は新橋の飲食店で開催され、出席者は、本人、スポーツ庁参事官、川端被告

人、谷口被告人、B氏及びE氏であり、当日は貸し切り状態だった。途中から地方議会議員が数名合流した。発足記念会が開催された夜の会食であったので、打ち上げ的な趣旨の会だと認識していた。本人の見解では、料理の値段はわからなかったが、食材から鑑みて、数千円といった金額に収まらないことが理解できるようなものであり、料理が1万円、お酒が入れば2万円までになろうかと思う、とのことであった。経費については、本人は支払を行わず、E氏が支払を行ったと認識していた。

谷口被告人とは、それ以降、初等中等教育局長に異動後の平成30年1～2月頃、フィリピン人の教師による日本での英語授業視察等の件で、電話等のやりとりが数回あった。

ii) 調査・検証チームとしての事実認定

a) 供応接待に関すること

平成29年6月29日にSPOCOMの発足記念会が開催され、その日の夜に懇親会が開催された。懇親会の参加者は、本人（当時：スポーツ庁次長）、当時のスポーツ庁参事官、川端被告人（当時：国際統括官）、谷口被告人（国会議員E氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員）、B氏、E氏のほか、2～3名であった。

本人は会食に要した経費の支払を行わなかった。

b) 利害関係性に関すること

スポーツ庁の委託事業である「スポコン強化事業」の公募は、平成29年4月11日に始まり、続いて、同12日、SPOCOMが「スポーツ界のコンプライアンスの強化を図るため、コンプライアンス教育の充実を図り、より健全なスポーツの普及・振興に資する」ことを目的に設立された。当時、谷口被告人は、当該機構の監事に就任していた。同機構は、平成29年5月2日に「スポコン強化事業」に応募申請しており、スポーツ庁における審査を経て同年5月23日に同機構の応募申請が委託事業の一つとして採択された。その後、同年6月29日には団体の発足記念会が開催された。本会には、スポーツ庁長官が出席し祝辞を述べたほか、本人も出席していた。

他方、本人は、当時、スポーツ庁参事官の上司にあたる者であった。

c) 英語授業視察等に関する不適正な便宜供与の有無

本人が初等中等教育局長へ異動した後、谷口被告人から元国会議員のG氏が学校視察（フィリピン人の教師による小学校での英語教育の関係）を行うことから同局の課長補佐を派遣してほしいとの依頼を受け、平成29年7月20日、初等中等教育局の課長補佐級職員が、学校視察へ同行した。その際、谷口被告人も国会議員E氏の関係者（政策顧問）ということで同行していた。

また、平成30年6月頃、谷口被告人から海外でのオンラインによる英会話学校の現状に課題があるとのことで本人に連絡があり、初等中等教育局の担当課の課長級職員に対応を指示し、同課長級職員が同被告人と面会したが、今すぐにお答えできないと

の対応をとり、その後特段のやりとりはしていないとのことであった。

なお、併せて当時の関係課の職員へのヒアリングを行ったが、本人から谷口被告人に有利な扱いをするよう指示を受けたとの事実は確認できなかった。

以上より、谷口被告人に不適正な便宜供与を行った事実は確認できなかった。

- d) スポーツ界のコンプライアンス強化事業等に関する不適正な便宜供与の有無
下記(3)参照。

iii) 評価

a) 利害関係性の有無

谷口被告人が設立に関与していたSPOCOM(設立時に谷口被告人は監事に就任)は、平成29年6月29日の時点で、平成29年度のスポーツ庁の委託事業(「スポコン強化事業」)に委託先として採択されていたため、当時、スポーツ庁次長であった本人に対して谷口被告人が役員を務める当該機構は、国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たると考えられる。

b) 国家公務員倫理法及び倫理規程との関係

平成29年6月29日にSPOCOMの発足記念会が開催され、同夜に新橋の飲食店で行われた懇親会は、主な参加者が、①SPOCOMの設立に向けてスポーツ庁等と接触を図っていた関係者、具体的には、E氏、監事に就任した谷口被告人、B氏、②スポーツ庁等関係者、具体的には、本人、当時のスポーツ庁参事官、川端被告人であり、前者が後者を誘って催されたものである。誘われた後者は懇親会の経費を一切負担しておらず、この懇親会における飲食は、利害関係者であるSPOCOM側のスポーツ庁等の参加者に対する供応接待であると考えられ、本人は、国家公務員倫理規程第3条第1項第6号の違反が強く疑われる。

また、本人には同席していたスポーツ庁参事官の上司としての管理監督責任がある。

③義本博司(高等教育局長)

i) 本人の説明による事実関係等

本人は谷口被告人との面識はなかったが、高等教育局長着任後の平成29年9月、国際統括官であった川端被告人から、国会議員E氏の事務所の関係者である谷口被告人に会ってほしいという依頼があり、同年9月15日に新橋の飲食店で行われた会合に参加した。会合の参加者は本人、川端被告人、谷口被告人及びB氏であった。会合時の話題は川端被告人と谷口被告人との交友のいきさつなどが中心であり、本人の業務に関する話はほとんどなかった。その後、谷口被告人から二次会への参加を誘われ、会合の参加者全員が銀座のクラブに行った。二次会終了後タクシーチケットを渡され、自宅まで帰宅した。

これらの会食に要した経費について、谷口被告人側が支払を行った。翌日、本人は

川端被告人に費用の件を相談したが、請求されなかったことから支払を行わなかった。当該経費については、本人の説明によると、一次会、二次会、帰りのタクシー代で1人当たり10万円を超えるとのことだった。

その後、本人は同年9月22日に職場において谷口被告人の訪問を受け、独立行政法人大学入試センター（以下、「入試センター」という。）が平成32年度大学入試から新たに導入を予定している「大学入試英語成績提供システム」について、同被告人が関わっていると思われるフィリピン・セブ島の英語教育・教材開発会社が、入学者選抜に活用される「資格・検定試験」を実施する事業者として参入できないかとの相談を受けた。しかし、当該システムへの参加が認められるためには、入試センターが定める要件（高等学校学習指導要領やCEFRへの準拠、全国規模で開催する体制ができていることなど）をクリアする必要があること等の制度の説明を行い、暗に参加は困難である旨を伝えたところ、その後は本件について谷口被告人が言及することは一切なくなった。

また、本人は同年10月2日に職場において谷口被告人及びB氏の訪問を受け、本人の知り合いの他省庁の幹部F氏との懇談の機会を持ちたいので、調整して欲しいとの依頼を受け、本人からF氏に連絡したところ、会費制で行うということで了解を得られ、同年10月10日に神田の飲食店で会食を行うこととなった。参加者は、本人、川端被告人、谷口被告人、B氏及びF氏であった。なお、会食時に、谷口被告人から本人に対して特定の事柄の依頼や働きかけはなかった。会食終了後、同年9月15日の会合の反省から、会費を支払う旨を谷口被告人に伝え、後日、川端被告人を通して5千円の支払を行った。その日は二次会には参加せず、電車で自宅に帰った。

その後、平成30年になって、谷口被告人より、病院運営ガバナンスのガイドラインを作成するための「病院事業評価研究会」（国会議員を代表とした任意の民間団体）を立ち上げたので、厚生労働省の医政局とともに会議に出席してほしい旨の依頼があり、同年6月27日の第1回会合にオブザーバーとして参加した。

ii) 調査・検証チームとしての事実認定

a) 供応接待に関すること

平成29年9月15日に新橋の飲食店において、本人（高等教育局長）、川端被告人（当時：国際統括官）、谷口被告人（国会議員E氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員）及びB氏の4名による会合が行われた。また、その後、二次会として銀座のクラブにおいて、同一の参加者による会合が行われた。

本人の説明によると、一次会、二次会、帰りのタクシー代で10万円を超えるものだった。本人は会食に要した経費の支払を行わなかった。

平成29年10月10日に神田の飲食店において、本人（高等教育局長）、川端被告人（当時：国際統括官）、谷口被告人（国会議員E氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員）、B氏及びF氏の5名による会合が行われた。

本人の説明によると、川端被告人に会費を確認したところ、一人当たり5千円との

ことで支払を行った。しかしながら、今回の調査・検証に際し、飲食店に確認したところ全体でおよそ10万円だった。

b) 利害関係性に関すること

谷口被告人及びB氏に対する、本人の職務権限に基づく補助金の支出等は確認できなかった。

c) 大学入試英語成績提供システムへの参入等に関する不適正な便宜供与の有無

平成29年9月頃、谷口被告人より入試センターが導入を予定している「大学入試英語成績提供システム」についての相談を受けたとのことであるが、本人から制度の説明及び参入は困難である旨説明を行い、その後同被告人から本件について一切言及しなくなったとのことであり、また、現に同被告人が関係していると思われる会社からの入試センターに対する申請は無かった（申請者については入試センターが公表済み）。

なお、併せて当時の入試センターの所管課職員へのヒアリングを行ったが、本人から谷口被告人に有利な扱いをするよう指示を受けたとの事実は確認できなかった。

以上より、谷口被告人に不適正な便宜供与を行った事実は確認できなかった。

d) 病院事業評価研究会等に関する不適正な便宜供与の有無

平成30年になって、谷口被告人より、病院運営ガバナンスのガイドラインを作成するための「病院事業評価研究会」（国会議員を代表とした任意の民間団体）を立ち上げたので、厚生労働省の医政局とともに会議に出席してほしい旨の依頼があり、同年6月27日の第1回会議にオブザーバーとして参加したとのことである。同会議の開催に当たって、同被告人より同研究会の構成員（有識者）の一人として大学病院の関係者の紹介を依頼され、某大学病院の病院長を紹介しているが、同団体は任意の団体であり、所管課において同団体に対する許認可等の権限や補助金等の支出は無く、本人は単にオブザーバーとして会議に一回出席したものであった。

なお、併せて当時の大学病院の所管課職員へのヒアリングを行ったが、本人から谷口被告人に有利な扱いをするよう指示を受けたとの事実は確認できなかった。

以上より、谷口被告人に不適正な便宜供与を行った事実は確認できなかった。

iii) 評価

a) 利害関係性の有無

谷口被告人は国会議員E氏の政策顧問であり、また医療コンサルティング会社役員であったが、本人の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確認できていない。

B氏は、本人の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確認できていない。

なお、平成29年9月22日に谷口被告人が本人の職場を訪問し、「資格・検定試験」を実施する事業者として参入できないかと相談があったが、個別の申請や参入の可否を決定する権限は入試センターにあり、「資格・検定試験」を実施する事業者への参入について、高等教育局には許認可等の権限がないため、この相談をもって、本人と谷口被告人の間に国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係性が生じることはないと考えられる。

また、平成30年度以降、谷口被告人から、谷口被告人らが立ち上げた「病院事業評価研究会」に厚生労働省医政局とともに、大学病院を所管する文部科学省高等教育局にもオブザーバーで参加して欲しいとの依頼があり、平成30年6月27日の第一回会合に本人も参加しているが、高等教育局には、当該団体に対する許認可等の権限や補助金の支出等がないため、当該研究会への参加をもって、本人と谷口被告人の間に国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係性が生じることはないと考えられる。

b) 国家公務員倫理法及び倫理規程との関係

平成29年9月15日に新橋の飲食店及び銀座のクラブで行われた会合は、参加者が、①医療コンサルティング会社の関係者、具体的には役員の谷口被告人、B氏、②文部科学省関係者、具体的には本人、川端被告人である。これらの会合は、谷口被告人及びB氏から飲食等の接待を受けたとして逮捕・起訴された川端被告人が、谷口被告人からの依頼として本人を誘い、催されたものである。

誘われた本人及び川端被告人は、懇親会の経費を一切負担しておらず、これらの会合における飲食は、谷口被告人側の文部科学省側の参加者に対する供応接待であると考えられ、本人の証言を踏まえると、一次会、二次会及びタクシー代として少なくとも10万円を超える程度の高額な供応接待を受けたと考えられる。

また、同年10月10日に神田の飲食店で行われた会合は、参加者が、①医療コンサルティング会社の関係者、具体的には役員の谷口被告人、B氏、②文部科学省関係者、具体的には本人、川端被告人、F氏である。この会合は、谷口被告人から、F氏との懇談の機会を持ちたいとのことで、本人がF氏と調整した上で川端被告人及びF氏と共に、会合に参加したものである。

本人は後日、川端被告人に会費を確認した上で同人を通じて5千円を支払っているが、仮に会食に要する経費が、1人当たりおよそ2万円であるとすれば、およそ1万5千円程度の供応接待を受けたと考えられる。

これらを踏まえると、平成29年9月15日において本人が受けた供応接待だけでも、少なくとも10万円を超える額と考えられ、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたと認められることから、本人は、倫理規程第5条第1項に違反する疑いがある。

④柿田恭良（前大臣官房総務課長）

i) 本人の説明による事実関係等

平成29年4月、会計課長に就任した際、当時、国際統括官であった川端被告人から、会計課長就任祝いを開催したいとの誘いを受け、同年4月7日の夕刻に新橋の飲食店で行われた会合に参加した。参加者は、本人、川端被告人、谷口被告人及びC氏であった。会食時の話題は、川端被告人を中心とする雑談であり、本人の業務に関する話はほとんどなかった。会食終了後、川端被告人から、就任祝いだから二次会も行くよう促されたので、会合の参加者全員が銀座のクラブに行った。本人の認識では二次会の経費は1万円くらいだと思っていた。これらの会食に要した経費については、川端被告人は支払う様子は無かったが、本人は、川端被告人が後日精算すると推測していた。また、帰りには、店側が用意したタクシーで自宅まで帰ったが、料金については店側が支払うこととなっている旨を運転手から聞いたので本人は支払を行わなかった。その後の4月10日、本人は川端被告人の執務室を訪問し費用の負担を申し出たが、川端被告人から、本人の会計課長就任祝いだから会費は不要との返答があったので、川端被告人が支払うものと思い、その厚意を受けることとした。

ii) 調査・検証チームとしての事実認定

a) 供応接待に関すること

平成29年4月7日に新橋の飲食店において、本人（当時：会計課長）、川端被告人（当時：国際統括官）、谷口被告人（国会議員E氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員）及びC氏の4名による会合が行われた。また、その後二次会として銀座のクラブにおいて、同一の参加者による会合が行われた。

別の日にこれら二軒の店で供応接待を受けた③の幹部職員の場合、一次会、二次会、帰りのタクシー代で10万円を超えていた。

本人は会食に要した経費の支払を行わなかった。

b) 利害関係性に関すること

谷口被告人及びC氏に対する、本人の職務権限に基づく補助金の支出等は確認できなかった。

iii) 評価

a) 利害関係性の有無

谷口被告人は国会議員E氏の政策顧問であり、また医療コンサルティング会社役員であったが、本人の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確認できていない。

C氏は、本人の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確認できていない。

b) 国家公務員倫理法及び倫理規程との関係

平成 29 年 4 月 7 日に新橋の飲食店及び銀座のクラブで行われた会合は、参加者が、①医療コンサルティング会社の関係者、具体的には役員の谷口被告人、②文部科学省関係者、具体的には本人、川端被告人、③それ以外の者、具体的にはC氏である。これらの会合は、谷口被告人から飲食等の接待を受けたとして逮捕・起訴された川端被告人が、本人の会計課長の就任祝いとして誘ったものである。

誘われた本人及び川端被告人は、会合の経費を一切負担しておらず、この会合における飲食は、全体としてその他の会合参加者による本人に対する供応接待であると考えられ、別の日にこれら同一の店で供応接待を受けた上記③の幹部職員の事例を踏まえると、一次会、二次会及びタクシー代として少なくとも 10 万円程度の高額な供応接待を受けたと考えられ、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたと認められることから、本人は、倫理規程第 5 条第 1 項に違反する疑いがある。

⑤由良英雄（前スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当））

i) 本人の説明による事実関係等

本人が、当時、スポーツ庁参事官在任中の平成 28 年 4 月頃より、谷口被告人は、自身が政策顧問を務めていた国会議員E氏とともに、スポーツ・コンプライアンスに関する団体を新たに設立することを目的とし、文部科学大臣やスポーツ庁長官を訪問するなどしていた。本人は、同年 4 月頃に谷口被告人がE氏とともに当時の文部科学大臣を訪問した際に同席し、これ以降、10 回以上にわたり、スポーツ・コンプライアンスの関係で谷口被告人と会っていた。本人が谷口被告人と会った際の主な話の内容は、谷口被告人が研究員として参加していた大学の研究所の研究会へ本人が参加した際の意見交換と、スポーツ・コンプライアンスに関するスポーツ庁の取組に関する説明等であった。当時、スポーツ選手の不祥事が続いていたこともあり、本人は、スポーツ・コンプライアンスの政策的な重要性を感じていた。

また、平成 29 年 4 月にSPOCOMが設立されるとともに、同年 6 月 29 日にSPOCOMの発足記念会が開催され、その日の夜に、E氏が懇親会を開催するので参加して欲しいとの要請（E氏からの直接の要請であったかは覚えていないとのこと）があった。本人は、「政治家は国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に該当しない。」との認識でこの懇親会に参加した。懇親会は新橋の飲食店で開催され、本人が覚えている出席者は、本人の他に、高橋道和スポーツ庁次長（当時）、谷口被告人及びE氏であった。本人の見解では、5 千円ぐらいの会食かと思ったが、珍しい料理との話もあったのもう少し高かったかもしれないと思ったとのことであった。経費については、本人は支払を行わず、議員側が支払を行ったと認識していた。

ii) 調査・検証チームとしての事実認定

a) 供応接待に関すること

平成 29 年 6 月 29 日に S P O C O M の発足記念会が開催されその日の夜に懇親会が開催された。懇親会の参加者は、本人（当時：スポーツ庁参事官）、高橋スポーツ庁次長（当時）、川端被告人（当時：国際統括官）、谷口被告人（国会議員 E 氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員）、B 氏、E 氏のほか、2～3 名であった。

本人は飲食に要する経費の支払を行わなかった。

b) 利害関係性に関すること

平成 29 年 4 月 11 日には、スポーツ庁の委託事業である「スポコン強化事業」の公募が始まり、続いて、同月 12 日、S P O C O M が「スポーツ界のコンプライアンスの強化を図るため、コンプライアンス教育の充実を図り、より健全なスポーツの普及・振興に資する」ことを目的に設立された。当時、谷口被告人は、当該機構の監事に就任していた。同機構は、平成 29 年 5 月 2 日に「スポコン強化事業」に申請しており、スポーツ庁における審査を経て同年 5 月 23 日に同機構の申請が委託事業の一つとして採択された。その後、同年 6 月 29 日には団体の発足記念会が開催された。本会には、スポーツ庁長官が出席し祝辞を述べたほか、本人も出席していた。

他方、本人は、スポーツ庁において参事官として、上記委託事業において中心的な役割を果たし、谷口被告人や E 氏とも 10 数回にわたりやりとりを行っていたものである。

c) スポーツ界のコンプライアンス強化事業等に関する不適正な便宜供与の有無

下記（3）参照。

iii) 評価

a) 利害関係性の有無

谷口被告人が設立に関与していた S P O C O M（設立時に谷口被告人は監事に就任）は、平成 29 年 6 月 29 日の時点で、平成 29 年度のスポーツ庁の委託事業（「スポコン強化事業」）に委託先として採択されていたため、当時、スポーツ庁参事官であった本人に対して谷口被告人が役員を務める当該機構は、国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たると考えられる。

b) 国家公務員倫理法及び倫理規程との関係

平成 29 年 6 月 29 日に S P O C O M の発足記念会が開催され、同夜に新橋の飲食店で行われた懇親会は、主な参加者が、① S P O C O M の設立に向けてスポーツ庁等と接触を図っていた関係者、具体的には、E 氏、監事に就任した谷口被告人、B 氏、② スポーツ庁等関係者、具体的には、本人、高橋スポーツ庁次長、川端被告人であり、前者が後者を誘って催されたものである。誘われた後者は懇親会の経費を一切負担し

ておらず、この懇親会における飲食は、利害関係者であるS P O C O M側のスポーツ庁等の参加者に対する供応接待であると考えられ、本人は、国家公務員倫理規程第3条第1項第6号の違反が強く疑われる。

⑥初等中等教育局課長補佐級職員（当時）

i) 本人の説明による事実関係等

谷口被告人から高橋前初等中等教育局長に対し、元国会議員G氏がフィリピン人の教師による英語教育が行われている小学校を視察するので、文部科学省の職員にも同行して欲しいとの依頼があり、平成29年7月20日、高橋初等中等教育局長の指示で本人がG氏による学校視察に同行した際、同被告人も国会議員E氏の関係者（政策顧問）ということで同行していた。その他、元国会議員H氏と民間事業者1～2名が同行していた。その後、同様の趣旨で別の学校の視察に同行してほしいとの依頼が同被告人から本人にあり、同年7月24日にH氏、当該学校の設置者である自治体の教育委員会職員のI氏とともに学校視察を行った。その際、G氏は同行していなかったが、同被告人が同行したかどうかは記憶が定かではないとのことであった。

その後、同被告人からの誘いを受け、同年9月12日、学校訪問時の打ち上げという名目で、同被告人が幹事となり四谷の飲食店で開催された懇親会に参加した。参加者は、本人と同被告人以外にH氏、I氏、J氏（同年7月24日に視察した学校の設置者である自治体関係者）がいたが、文部科学省職員は本人だけであった。懇親会での話題は、フィリピン人の教師による英語教育の話、料理やお酒の話であり、本人が所管している業務に関して具体的な話はなかった。本人は、同被告人に会食に要した経費の支払いを申し出たものの断られてしまい、結果的に支払いを行わなかった。前後の状況からすると同被告人が支払ったものと思われる。他の参加者たちも会食の経費を支払っている様子はなく帰って行った。会食に要した経費は、本人によると一人7～8千円程度になろうかと思う、とのことであった。この懇親会への参加以降、本人は同被告人に会っていない。

本人は同被告人に対して業務上の権限はなく、利害関係者には当たらないものと考えていた。

ii) 調査・検証チームによる事実認定

a) 供応接待に関すること

平成29年9月12日に四谷の飲食店において、本人（初等中等教育局課長補佐）、谷口被告人（国会議員E氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員）、H氏、I氏及びJ氏の5名による会合が行われた。

本人の説明によると、会食に要した経費は一人7～8千円程度であった。

なお、本人は会食に要した経費の支払いを行わなかった。また、本人によると会合の場においては他の参加者も支払いを行わなかった。

b) 利害関係性に関すること

谷口被告人、H氏、I氏及びJ氏に対する、本人の職務権限に基づく補助金の支出等は確認できなかった。

iii) 評価

a) 利害関係性の有無

谷口被告人は国会議員E氏の政策顧問であり、また医療コンサルティング会社役員であったが、本人の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確認できなかった。

H氏、I氏、J氏は、本人の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確認できなかった。

b) 国家公務員倫理法及び倫理規程との関係

平成29年9月12日に四谷の飲食店において、開催された懇親会は、参加者が、本人（初等中等教育局課長補佐）、谷口被告人（国会議員E氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員）、H氏、I氏及びJ氏である。この会合は同年7月20日（同被告人が同行）及び7月24日に同被告人が高い関心を持っていると思われるフィリピン人の教師による英語教育の関係で行われた学校視察の打ち上げという名目で、同被告人が幹事となり、行われたものである。

会合に要した経費は同被告人が支払っており、誘われた本人は経費を一切負担しておらず、会食に要した経費は一人7～8千円程度であった。

本人と同被告人の間には利害関係は無いが、同被告人がフィリピン人の教師による英語教育に高い関心を持っており、本人が担当する業務等の状況によっては利害関係者に該当する可能性もあったことを踏まえると、その後において同被告人から供応接待を受けることについて、より慎重であるべきだったと考えられる。

⑦その他

i) 初等中等教育局の課長級職員が、平成30年6月頃高橋前初等中等教育局長を通じて、谷口被告人と面会し、同被告人より英語教育の現状に課題があるとの意見を聴取したところ、今すぐに回答できないと対応した。本人は同被告人との会食等を行っていないとのことである。ヒアリング等の結果、これと異なる事実関係は確認されておらず、国家公務員倫理法・倫理規程上の問題があるとは認められない。

ii) 谷口被告人との利害関係の無い者（省内職員2名）が、幹部職員を訪問した同被告人から、簡素な菓子を受け取ったが、国家公務員倫理法・倫理規程上の問題はないと考えられる。

また、国立大学出向中の者（1名）が、本年6月27日に参議院会館で開催された

病院評価事業研究会終了後、谷口被告人等からの誘いにより赤坂で行われた懇親会（当該研究会の構成員などが参加）に参加し、本人の申告によれば飲み物数杯と簡単なおつまみの提供を受けたとのことであるが、本人は当時一般職の国家公務員ではないため、国家公務員倫理法・倫理規程の直接の対象外である。ただし、国家公務員倫理法第42条に基づき、国立大学法人は職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようにしなければならないとされていることに留意すべきである。

（２）谷口被告人以外に関する事案について

文部科学省の職員が、谷口被告人以外の利害関係者や利害関係者ではない事業者等との関係で国家公務員倫理法及び倫理規程に係る抵触行為を行ったかどうかについて、自分自身のことのほか、見聞きしたことを含めて調査を行ったところ、現時点で調査・検証チームとして認定した事実関係から、国家公務員倫理規程に違反する疑いがあるとしたものは、以下の４件であった。

①利害関係者と共にゴルフをした事案

i) 課長級職員K ii) 室長級職員L

職員Kは、以前出向していた地方公共団体Uから文部科学省に復帰した後、当該地方公共団体の職員が主催するゴルフコンペに４回参加したところ、２回目と３回目のコンペについてはそれぞれ参加者10名のうち、本人が担当していた業務の利害関係者に該当する者がそれぞれ1名含まれていた。なお、プレー代、交通費その他の経費はすべて自己負担で行っていた。

また、職員Lは、出向していた地方公共団体Vから文部科学省に復帰した後、当該地方公共団体の職員が主催するゴルフコンペに２回参加したところ、２回とも参加者十数名のうち、本人が担当していた業務の利害関係者に該当する者が２名ずつ含まれていた。なお、プレー代、交通費その他の経費はすべて自己負担で行っていた。

仮に、30名～40名が参加するゴルフコンペでたまたま利害関係者が数名参加していた場合は、例外的に利害関係者とゴルフをすることが認められるが、今回の場合はそれには該当しない。

以上より、職員K及びLは、国家公務員倫理法・倫理規程上、利害関係者とともゴルフを行っていたとみなされることから、国家公務員倫理規程第3条第1項第7号に違反する疑いがある。

②利害関係者から無償で役務の提供を受けた事案

iii) 課長級職員M iv) 室長級職員N

職員Mは、利害関係者である独立行政法人W（以下、「法人W」という。）を職務で訪問した際に、法人W本部から、別の場所にある同法人の施設への移動において、同行した法人Wの職員が手配したタクシーに同乗した。また職員Mは別の日に、法人Wでの用務にお

いて、法人Wから最寄り駅まで行く際に、同じ経路で移動する法人Wの職員が手配したタクシーに同乗した。また、利害関係者である国立大学法人X（以下、「法人X」という。）の施設を訪れた際、用務後の帰途、法人Xの職員が手配していたタクシーに最寄りの駅まで乗車した。職員Mはいずれの場合もタクシー代を支払っていなかった。

職員Nは、ある議員が、職員の利害関係者である国立大学法人Y（以下、「法人Y」という。）を視察する際に担当者として随行するため、法人Yが手配したタクシーを、法人Yの職員と共に利用した。また、職員Nは利害関係者である国立大学法人Z（以下、「法人Z」）から、式典の出席依頼を受けて参加した際に、法人Zが手配したタクシーを、法人Zの職員と共に利用した。職員Nはいずれの場合もタクシー代を支払っていなかった。

職員M及びNの事案は、利害関係者とともに用務のためにタクシーに同乗する場合には、乗車人数で按分した金額のタクシー代を支払う必要があったが、支払っていなかった。これは、利害関係者から無償でタクシー利用の役務の提供を受けていたとみなされることから、国家公務員倫理規程第3条第1項第4号に違反する疑いがある。

なお、幹部職員調査及び全職員調査においては、上記4名以外の職員からも国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に違反する疑いのある行為を行ったとの申告があったが、これらの者については、作業チームの弁護士によるヒアリング調査等を行った結果、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程違反が疑われる事実は確認されなかった。

また、全職員調査において、自分以外の国家公務員が、谷口被告人以外の特定の事業者等と過度な接触等を行っていたり、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に違反する疑いがある行為を見たり又は聞いたりしたことがあると申告した者がいたが、作業チームの弁護士によるヒアリング調査等を行った結果、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程違反が疑われる事実は確認されなかった。

さらに、全職員調査において、所管の公募型事業に関して、上司やその他の職員から谷口被告人以外の特定の事業者等に対し有利な取扱いをするような行為を指示等されたと申告したものがいたが、個別の事案について、作業チームの弁護士により当該事業に関する審査委員会における採択の経緯について、当時の資料により確認をしたりヒアリング調査をした結果、現時点では、特定の事業者等に対して有利な取扱いを行った事実は確認されなかった。しかし、仮に職員に対し上司等による不適切な指示等が存したとすればそれ自体が問題であることは言うまでもない。

国家公務員倫理法第3条において、職員が遵守すべき職務に係る倫理に関する原則として、「国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない」とされていることから、職員は、特定の事業者等に対し有利な取扱いをしたとられるような言動は厳に慎むべきである。

今後は、公募型事業の選定に当たっては、特定の事業者に対して有利な取扱いをしているといった疑いを持たれないように、審査基準の明確化や採択・不採択理由を明らかにするなど、公募型事業の調査において示された選定プロセスの改善点を確実に取り込むこと

で、より適切な事業の運営を行っていくことが求められる。

(3) 「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」、「一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構」に関する事案について

「文部科学省職員の服務規律の遵守状況等に関する調査について（第一次報告）」において、文部科学省の幹部職員が平成 29 年度「スポコン強化事業」に関する利害関係者である一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構（以下、「SPOCOM」という。）側から供応接待を受けたことが事実認定されたこと及びスポーツ庁幹部と谷口被告人とのやりとりとも思われる音声データが報道されたこと等を踏まえ、スポーツ庁からSPOCOM側や谷口被告人等に対して、当該供応接待の見返りとしての不適正な便宜供与があったかどうかについて調査を行うこととし、現時点までに明らかとなった事実関係を整理しとりまとめた。

調査にあたっては、平成 29 年度「スポコン強化事業」においてSPOCOMが採択された経緯等の事実関係や、平成 29 年 7 月に 2 次募集があったスポーツ関連の事業（「独立行政法人日本スポーツ振興センター」（以下、「JSC」という。）の「スポーツ振興くじ助成」（以下、「toto 助成」という。））に関してスポーツ庁の職員と谷口被告人とのやりとりに関する事実関係等を中心に、文部科学省の職員等に対する書面調査やヒアリングを行い、とりまとめた。

① SPOCOMが事業採択を受けた「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」（平成 29 年度）について

i) 関係者の説明による事実関係等

a) 高橋道和（当時：スポーツ庁次長）

本人がスポーツ庁次長在任中の平成 28 年 4 月頃より、谷口被告人は自身が政策顧問を務めていた国会議員 E 氏とともに、スポーツ・コンプライアンスに関する団体を新たに設立することを目的とし、文部科学大臣やスポーツ庁長官を訪問するなどしていた。

法人設立については、平成 28 年度中に、谷口被告人から本人に直接相談があり、法人の理事への就任や文部科学省 OB の事務局長への推薦の要請のほか、寄付金を集めるための推薦状の依頼などがあった。理事就任や事務局長の推薦は断ったが、寄付金集めのための推薦状については、特定の団体に対する協力はできないので、一般論としてスポーツのコンプライアンスの重要性を記述した文書を作成した。また、谷口被告人等が当該団体設立に関し業界団体を訪問する際に同行したことがあった。

平成 29 年 4 月に SPOCOM が設立されるとともに、同年 6 月 29 日には SPOCOM の発足記念会が開催され、スポーツ庁長官が出席し祝辞を述べたほか、本人も出席していた。

一方、「スポコン強化事業」については、スポーツ庁が多数実施している委託事業の一つであり、事業の実施状況について詳細に把握することはできず、基本的に担当参事官に任せていた。事業が実施されているということは自分が最終的に決裁をしていること

は間違いがないが、正直覚えていない。SPOCOMがこの事業に応募をしたことについて、谷口被告人や当時の参事官から話を聞いた記憶はなく働きかけもなかった。また、公募要領において「予算の範囲内で2件を採択予定」と記載されていたところ、実際には3件採択されたことについて、決裁をしているはずなので報告を受けていたかもしれないが記憶にはない。平成29年度の本事業では8人の技術審査委員により書面による審査が行われていたが、本人と技術審査委員との間でこの事業に関して直接的な接点はなかった。

一部の報道では、スポーツ庁幹部と谷口被告人のやりとりとして、企画提案書の書き方の指南や応募状況の伝達とされる音声データが流され、自分でも確認した。確定的なことは言えないが、スポーツ庁側の発言者について自分ではないと思う。

<参考> 「NHKクローズアップ現代+」(平成30年8月27日放送)の「官僚“過剰接待”～いま霞が関で何が～」におけるやりとり(報道を聞き取り整理したもの)

ナレーション: スポーツコンプライアンス事業に参入しようと、谷口被告は関連団体の設立に関わります。事業を受注するため、スポーツ庁の幹部らと何度も接触。企画書の書き方の指南も受けていました。

谷口浩司被告) “〇〇さん(スポーツ庁幹部)に、できあがったやつ、もう一回目を通してもらって。”

スポーツ庁幹部) “はい。どっかに『こういう成果物が出ます』というのがあったほうが。”

谷口浩司被告) “そのへんは記しておきたいと思います。”

ナレーション: そして、この幹部はほかの団体の応募状況まで事前に伝えていました。

スポーツ庁幹部) “(募集枠が) トータル3件のところに4件出てきそうな感じ。骨肉の争いが多少ある感じ。” ※

谷口浩司被告) “〇〇さん(スポーツ庁幹部)頼みなので、ぜひよろしくお願いします。ありがとうございます。”

※ 公募要領上の採択件数は、平成29年度スポーツ界のコンプライアンス強化事業のうち「コンプライアンスに関する現況評価」が2件、「コンプライアンス教育の充実」が1件、合計で3件であった。

b) 由良英雄(当時: スポーツ庁参事官(民間スポーツ担当))

本人がスポーツ庁参事官在任中の平成28年4月頃より、谷口被告人は自身が政策顧問を務めていた国会議員E氏とともに、スポーツ・コンプライアンスに関する団体を新たに設立することを目的とし、文部科学大臣やスポーツ庁長官を訪問するなどしていた。本人は、同年4月頃に谷口被告人がE氏とともに当時の文部科学大臣を訪問した際に同

席し、これ以降、10回以上にわたり、スポーツ・コンプライアンスの関係で谷口被告人と会っていた。本人が谷口被告人と会った際の主な話の内容は、谷口被告人が研究員として参加していた大学の研究所の研究会へ本人が参加した際の意見交換と、スポーツ・コンプライアンスに関するスポーツ庁の取組に関する説明等であった。当時、スポーツ選手の不祥事が続いていたこともあり、本人は、スポーツ・コンプライアンスの政策的な重要性を感じていた。

法人設立については、谷口被告人及びE氏から、スポーツ庁もできる協力をしてほしいと言われていた。また、谷口被告人が準備していた団体の設立趣意書に、国もスポーツ・コンプライアンスの重要性を承知している、といった趣旨の記載をしたいとのお願いがあったので了承した。さらに、谷口被告人は当該団体設立に際し寄付金を集めようとしており、スポーツ庁の推薦状を書いてほしい旨の依頼があった。これに対し、特定の団体に対する協力はできないと考え、一般論としてスポーツ・コンプライアンスの重要性を記述した文書を作成した。また、谷口被告人等が当該団体設立に関し業界団体を訪問する際に同行したことがあった。

平成29年4月にSPOCOMが設立されるとともに、同年6月29日にはSPOCOMの発足記念会が開催され、スポーツ庁長官が出席し祝辞を述べたほか、本人も出席した。

「スポコン強化事業」については、概ね自分に任されていた。応募のあった事業者のうち、どの事業者を採択するかについては、当時の高橋スポーツ庁次長に提案を行い、決裁を得たが、この件について次長から指示があった記憶はない。

平成29年度の「スポコン強化事業」は、公募要領において「予算の範囲内で2件を採択予定」と記載されていたところ、実際には3件採択をしたことは事実であり、採択された事業者のうちの1件はSPOCOMであった。SPOCOMは技術審査委員による採点の集計結果では3番目の順位であったが、予算の範囲内という制約の中で、上位2団体の事業に大きく影響を与えない範囲で件数を増やした方が多角的な取り組みができると判断した。谷口被告人からは、自分も応募するので、ぜひ採択してほしいという趣旨の言葉はあり、申請のあったSPOCOMについて、谷口被告人が採択してほしいと思っていることは認識していたが、谷口被告人や外部からの働きかけなど、誰かに言われたから採択したということはない。当時、スポーツ・コンプライアンスに関してできるだけ多くの知見を集めたいと考えていたが、採点結果が上位であった3件については、それぞれ異なる内容の提案であったので、3件の事業を展開することがスポーツ・コンプライアンスの強化のためにはよいであろうと考えた。また、スポーツ庁としてこれまで協力関係にあった団体だけでなく、新たな団体と一緒に事業を行うことができる可能性があれば前向きにとらえるべきであろうと考えていた。採点結果が4番目であった団体については、コンプライアンスを専門とする団体ではなく、予算の制約がある中でこの団体を採択することは考えなかった。

この事業に関連してSPOCOMに対して一般的なアドバイスをしたことはあったが何か特別なアドバイスをしたり、関係者に働きかけをしたりしたことはない。谷口被

告人の提案や依頼を受けてそれに対応してこの事業について職員に指示をしたことはないが、スポーツ系の研究所の研究会への参加については組織として参加しようと思ったので担当企画官に出席を指示したことがある。

一部の報道では、スポーツ庁幹部と谷口被告人のやりとりとして、企画書の書き方の指南や応募状況の伝達とされる音声データが流され、自分も確認したが、谷口被告人の話方からして、スポーツ庁の中で何度も顔を合せた人が相手であり、発言者は高橋スポーツ庁次長か自分か、課内のスタッフの誰かだと思う。また、正直に言って、谷口被告人との会話をすべて覚えているわけではないので、自分かもしれないということとは否定しない。

谷口被告人に対する指南については、企画提案書を見せられたかどうかは覚えていないが、この事業に応募してくれる可能性のある方に対しては事業の趣旨をしっかりと説明することが業務を進めるうえで大事だと思っていたので、谷口被告人に対しても、審査は書面審査なので企画書類をきちんと作ることが大事だという、一般的なことは説明したと思う。企画提案書に成果物の内容を記載することについて言及したかは覚えていないが、本人の認識としては応募してくれる方に対する一般的な情報発信であった。企画提案書については、事前に見るのは適切ではないという思いがあったため、じっくりと見ることはしていないと思う。また、団体が自分たちでできることを提案してもらわないと採択をしても事業の実施ができないことになるため、何かを追加で書き込むことを具体的な内容を伴って提案したり企画提案書を添削したりしたことはないと思う。スポーツ庁では新しい団体にも輪を広げ、こういう団体ともしっかりと連携していくというスタンスであったと認識している。公募に当たってはできるだけ多く応募をしてもらうべきと考え、出来ることはやっていこうと思っていた一方、公募事業で競争をうたっているその趣旨を曲げてしまうようなことをしてはいけないという意識もあった。他方、公募期間中に谷口被告人と会ったことはあると思うが、その時にSPOCOMの発足記念会の準備についてやりとりをしていた可能性がある。

応募状況の伝達については、どうコメントをしたのかははっきり覚えてはいない。JSCや「公益財団法人日本スポーツ仲裁機構」（以下、「JSA」という。）にもこの事業にぜひ応募をしてください、というやりとりをしたことがあるので、谷口被告人に対してこうした団体が関心を持っているという話をしたかもしれないが、応募状況を漏らしたという認識はない。

c) 参事官（民間スポーツ担当）付の担当職員等（当時）

平成 29 年度の「スポコン強化事業」は、平成 29 年 4 月 11 日に公募を開始し、5 月 2 日に締め切り。4 団体から応募があり、5 月 10 日に担当者から技術審査委員へ書面審査の書類一式を送付し、5 月 18 日に技術審査委員からの採点表の提出が締め切られた。5 月 22 日に採点表の集計結果をとりまとめ、5 月 23 日にスポーツ庁次長の決裁を経て採択団体が確定し、同日に企画提案団体に対して審査結果を通知している。この事業は 8 つの評価項目について技術審査委員が 5 段階で評価を行い 40 点満点で点数をつ

け、その点数を集計しどの事業を採択するかは最終的にはスポーツ庁次長の決裁を得て決定した。

技術審査委員からの採点表提出後に、担当者が採点結果を集計し、採択団体をどこにするか、担当者複数人で由良前参事官と協議を行った。公募要領において「予算の範囲内で2件を採択予定」と記載されていたが、由良前参事官からは3件採れないかなと話があった。由良前参事官から、公募要領で2件採択予定としていたものを3件にすることについて、会計的なルールに反しないか確認するよう指示があったので、大臣官房会計課に問題がない旨を確認した上で、採択件数を3件にすることとなった。公募要領では2件を予定としていたので、技術審査委員による採点結果の上位2団体を採択するものと考えていたが、由良前参事官の提案に対しては、由良前参事官の強い意志を感じたことや、採択件数が2件から3件になると1,200万円の予算額を単純に団体の数で割ると1団体あたりの配分が600万円から400万円になるがこの規模の予算額の縮小であれば事業内容に著しく影響を与えるものではなく400万円で3件を採択した方がより高い事業効果が望めるとも考え、反対はしなかった。

公募要領等で予定していた採択件数よりも多く採択を行うことについては、例えば、同課の平成30年度スポーツ産業の成長促進事業「スタジアム・アリーナ改革推進事業」においても、行われることがあった。

一部の報道で、スポーツ庁幹部と谷口被告人のやりとりとして、企画提案書の書き方の指南や応募状況の伝達とされる音声データが流されたが、スポーツ庁側とされている者の発言について、可能性があるのは高橋前次長、由良前参事官、担当者ぐらいに限られるという話が複数名から出された。一方、当時の担当者はいずれも自分ではなく、谷口被告人に対する指南や応募状況の伝達についても担当者から行うことはないと明確に否定した。また、担当者の中でそのやりとりについて見たり聞いたりしたことがある者はいなかった。

d) 技術審査委員（当時）8名

平成29年度の「スポコン強化事業」においては、すべての委員が、申請のあった4団体の企画提案書について審査を行い、8つの項目ごとに5段階で評価を行った。

SPOCOMとの関係については、委員の中には、代表者について、名前を聞いたことがあったり、大学院生のときに直接の指導を受けたことはないが同じ大学院に所属していたりしたことがあった、とする者がいたが、利害関係があるとした者はいなかった。また、SPOCOM側から接触や何らかの働きかけがあったとした者はいなかった。

平成29年度の「スポコン強化事業」については、スポーツ庁の職員との関係については、書類の不備や審査項目についての質問など事務的なやりとりをしたことがあるとした者はいたが、企画提案書の評価について接触をしたことがあるとした者はいなかった。由良前参事官とは、学会で一緒になったことがあるとした者はいたが、企画提案書の審査について、接触や何らかの働きかけがあったとした者はいなかった。

当初予定されていた2件から3件に増えたことも含めて、技術審査委員の採点結果を

踏まえた採択の結果について、スポーツ庁から共有があったとした者はおらず、中には、自分の審査がどのように役立っているのか分からず、なぜ共有されないのか疑問に思うとする者もいた。技術審査委員会は、採択件数については公募要領等に記載されており認識していたと考えられるが、採点については、採択件数を踏まえて採点を実施した者がいる一方、採択件数を意識せずに評価項目に沿って各団体の企画提案書について採点を実施した者もいた。

ii) 調査・検証チームとしての事実認定

a) 平成 29 年度「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」について

平成 29 年度の「スポコン強化事業」は「コンプライアンスに関する現況評価」と「コンプライアンス教育の充実」という二つの内容で公募されていたが、「コンプライアンスに関する現況評価」については、S P O C O Mを含む 4 団体から申請があった。谷口被告人は当時 S P O C O Mの監事であった。

公募要領によれば、「コンプライアンスに関する現況評価」の事業内容は、「我が国のスポーツ界におけるコンプライアンス違反の現況を総合的に把握評価するため、「コンプライアンス教育の充実」の事業と連携しつつ、コンプライアンス違反に関する具体的な事案と処分例及び教育研修の体制・内容・課題について、スポーツ団体への実施調査や先行研究資料の調査等を実施するとともに、スポーツ団体において不適切な事案が発生した場合の対応手順モデルを作成・普及し、報告書を作成する。」ものとされていた。委託先は法人格を有する団体とされ、事業規模は 1,200 万円程度、採択数は予算の範囲内で 2 件採択予定とされていた。また、選定方法は、スポーツ庁健康スポーツ課・参事官（民間スポーツ担当）付技術審査委員会において、提出された企画提案書等にて書類審査を実施する、とされていた。

b) 平成 29 年度「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」の採択の経緯について

平成 29 年度の「スポコン強化事業」は、委託契約の前段階で申請者に企画提案書の提出を求めて技術審査委員会が審査を行う「企画競争」により委託先が決定された。「スポコン強化事業」の実施については、由良前参事官に概ね任されていた。

平成 29 年 4 月 11 日に公募を開始し、5 月 2 日に締め切り。4 団体から申請があり、5 月 10 日に担当者から技術審査委員へ書面審査の書類一式をメールにより送付し、5 月 18 日に技術審査委員からの採点表の提出が締め切られた。5 月 22 日に採点表の集計結果をとりまとめ、5 月 23 日にスポーツ庁次長の決裁を経て採択団体が確定し、同日に企画提案団体に対して審査結果が通知された。この事業は 8 つの評価項目について技術審査委員が 5 段階で評価を行い 40 点満点で点数をつけ、その点数を集計し最終的にはスポーツ庁次長の決裁を得て決定が行われた。

技術審査委員会に関する評価は、「事業実施主体」に関して、①事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っているか、②事業を適切に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有しているか、③事業実施メンバーが当該分野及び関連分野に関する知識・

知見を持っているか、「事業内容」に関して、④公募要領で定める事業内容について全て提案され、実現性・妥当性があるか、⑤事業のスケジュールが具体的かつ合理的であるか、⑥より多くのコンプライアンス違反事例を調査・収集できるように工夫がされているか、⑦対応手順モデルについて、多くの競技団体で使用が可能となるよう工夫されているか、⑧妥当な経費が計上されているか、の8つの項目を中心に、8名の技術審査委員により評価が行われた。

8名の技術審査委員による採点の合計は、JSC251点、JSA A244点、SPOCOM215点、その他の1団体193点であった。

技術審査委員からの採点表提出後の5月22日に、担当者が採点結果を集計し、参事官（民間スポーツ担当）の執務室において、採択団体をどこにするか、由良前参事官と担当者複数人で協議を行った。由良前参事官から、公募要領においては予算の範囲内で2件を採択する予定としていたが3件採択できないかと提案があった。採択件数について、公募要領に記載していた2件から3件に増やすことについて、会計的なルールに反しないか、大臣官房会計課に問題がない旨を確認した上で、課（参事官（民間スポーツ担当））内の協議の結果として、技術審査委員の点数が3番目であったSPOCOMを含め3件を採択することとし、5月23日にスポーツ庁の次長の決裁を得て、企画提案団体に審査結果を通知した。

由良前参事官によれば、技術審査委員による採点結果の上位2団体の事業に大きく影響を与えない範囲で件数を増やした方が多角的な取り組みができるという判断があった。ただし、予定を変更して3件を採択することについて技術審査委員の了承を得たことはなかった。また、採択結果の決裁書に3件を採択することとした経緯や理由は示されず、審査結果を申請団体に通知する際に採択・不採択理由を通知することもなかった。

スポーツ庁から企画提案団体への審査結果の通知後、7月25日にスポーツ庁とSPOCOMの間で、契約額398万円でこの委託事業について契約を締結した。

なお、技術審査委員に対しては、企画提案団体やスポーツ庁の職員からの接触や働きかけは確認されなかった。また、技術審査委員の個々の採点結果を確認したところ、技術審査委員に対して接触や働きかけがあったと推測させるような事実も確認できなかった。

c) スポーツ界のコンプライアンス強化事業に関する一部報道について

一部の報道では、スポーツ庁幹部と谷口被告人のやりとりとして、企画提案書の書き方の指南や応募状況の伝達とされる音声データが流されたが、谷口被告人と直接、企画提案書や応募状況についてやりとりができる立場にある者は、高橋前スポーツ庁次長か由良前参事官のどちらかであると考えられる。由良前参事官は、スポーツ庁側の発言者について、谷口被告人とのやりとりをすべて覚えているわけではないとのことで、自分であることについて肯定も否定もしなかったが、「スポコン強化事業」の実施について、由良前参事官に概ね任されていたことからすると、音声データのスポーツ庁側の発言者は由良前参事官であったことが推察される。

企画提案書の書き方の指南については、企画提案書について、何かを追加で書き込むことを具体的な内容を伴って提案したり企画提案書を添削したりした事実は確認できなかったが、当時SPOCOMにより提出された企画提案書を見ると、「事業実施計画と実施方法」として、「事業の目的」、「事業の目標」、「調査方法」、「調査方針」、「事業期間」のほかに、項目として「成果物」についても記載があった。音声データやこうした事実を踏まえると、企画提案書に「成果物」を記載することについては、由良前参事官から谷口被告人に対してアドバイスがあったことが推察される。

応募状況の伝達については、音声データや、由良前参事官が谷口被告人に対していくつかの団体に関心を持っているという話をしたかもしれないと説明していることからすると、トータル3件のところ4件出てきそう、といったことを由良前参事官から谷口被告人に対して伝えたことが推察される。

iii) 評価

スポーツ庁は、平成29年度の「スポコン強化事業」について、公募要領において「予算の範囲内で2件を採択予定」と記載されていたが、4団体から応募があった中で3件採択することとし、技術審査委員の採点結果では3番目であったSPOCOMを委託事業者として採択した。

「企画競争」による公募で行われた事業の採択は、その選定過程が重要であり、外部有識者からなる審査委員会による客観的かつ公正な審査による必要がある。この事業では技術審査委員会に審査・採点を依頼し外部有識者による客観的な評価を採択結果に反映させたが、2件採択の予定を変更して3件採択することとし、技術審査委員の点数の高かった団体から順に、JSC、JSAA、SPOCOMを採択することについて、技術審査委員の了承を得ずに決定した。

由良前参事官によれば、採択件数を2件から3件に増やしたことについては、技術審査委員による採点結果の上位2団体の事業に大きく影響を与えない範囲で件数を増やした方が多角的な取り組みができると考えたとのことである。しかし、大臣官房会計課で定めている企画競争の手続きにおいては、公平性・公正性の観点から、原則として外部有識者のみで構成される審査委員会において事業の審査及び評価を実施するとされている。しかるに、今回は審査委員会の審査・了承を得ずに、技術審査委員が前提としていた2件採択予定との公募要領の記載にもかかわらず、審査結果が3番目であったSPOCOMを含めた3件を、由良前参事官の提案に基づいて採択したものである。このことは、会計法令上の違反があったとは言えないものの、企画競争の手続きに反しており、審査委員会による客観的かつ公正な審査により採択団体を決定するという原則との関係において、また、後述する由良前参事官による谷口被告人に対するアドバイスや公募状況伝達の事実、及び由良前参事官が谷口被告人から「ぜひ採択してほしい」という趣旨の話を聞いていたという事実と相まって、行政の公正さが疑われる事態であると言わざるを得ない。今後この事業を進めるにあたっては、幹部職員等の恣意が働く余地がないよう、採択団体の選定プロセスの改善を図るべきである。また、SPOCOMの採

択と供応接待を受けたこととの関連については明確にならなかったが、供応接待の事実と組織内の手続が履踐されなかったことからすれば、スポーツ庁事業の実施における公平性・公正性を疑わせる点で大きな問題があると言わざるを得ない。

調査・検証チームにおいて並行して行っている、平成 30 年度の公募型事業の選定プロセスの調査においても同様の指摘を行っているが、スポーツ庁の担当課（参事官（民間スポーツ担当））は、技術審査委員における審議や採択結果の共有のほか、公募内容に係る質問の回答の全ての申請団体への周知など、委託事業における事業選定に当たっての公平性・透明性の確保の観点から、「スポコン強化事業」の選定過程についてしっかりと改善を行い、今後より適切な事業の運営を行っていくべきである。また、スポーツ庁の他の事業についても、本調査・検証チームによる今般の公募型事業の調査の結果を踏まえ、そのより適切な執行に向け改善策の確実な履行を強く求める。

文部科学省の大臣官房会計課は、公募型の委託事業の審査にかかる運用マニュアルを作成し、平成 29 年 3 月や平成 27 年 12 月には、スポーツ庁や文化庁を含め文部科学省の各局に対して、事業選定に当たっての公平性・透明性確保に努めるよう通知を行っているが、全ての課が十分に理解しているとは言い難い状況であり、改めて運用マニュアルについて見直しを行うとともに周知徹底を図る必要がある。その際には、公募型の委託事業について実際に作業を行う担当者レベルに留まらず、特に政策判断を行う上で重要な役割を果たす課長級以上の幹部に、その運用マニュアルの趣旨と目的について周知徹底を図ることが必要である。

由良前参事官は谷口被告人に対して、企画提案書に「成果物」を記載することについてアドバイスをしたことが推察される。現時点では、由良前参事官が具体的な内容を提案したり企画提案書を添削したりした事実は確認できなかったが、一部の者のみに助言をしたことは、国家公務員倫理法第 3 条の職員が遵守すべき職務に係る倫理原則の理念を逸脱する行為であり、公募型事業の公平性・公正性に疑問を持たれるような対応は厳に慎むべきものであったと考えられる。

また、由良前参事官は谷口被告人に対して、トータル 3 件のところ 4 件出てきそう、と応募状況を伝えていたことが推察されるが、応募状況を公表する前に特定の申請団体のみに伝えることは、公平・公正な競争を阻害し、国民一般から疑念を持たれる行為であり、国家公務員倫理法第 3 条の職員が遵守すべき職務に係る倫理原則の理念を逸脱する行為であり、厳に慎むべきものであったと考えられる。

なお、スポーツ庁事業の実施における公平性・公正性を疑わせることになったことについては、高橋前スポーツ庁次長の対応を含め、国家公務員倫理法第 3 条の職員が遵守すべき職務に係る倫理原則の理念を逸脱する行為であり、大きな問題があったと言わざるを得ない。

②「toto 助成」(平成 29 年度)等について

i) 関係者の説明による事実関係等

a) 高橋道和(当時:スポーツ庁次長)

一部の報道で、平成 29 年 7 月に 2 次募集のあったスポーツ関連の事業に関して、平成 29 年 5 月 22 日に、高橋スポーツ庁次長が谷口被告人に対して、助成金を得やすくするためのアドバイスとも受け取れる発言をしたとする音声データが流された。本人は、この件については全く記憶から欠落しているとのことであるが、音声を確認した限りでは、自分の声で間違いないと思う。

谷口被告人と飲食をしたのは 1 度しかないはずであり、このやりとりは、飲食の場ではなく、スポーツ庁の次長室でのものと考えられる。谷口被告人と自分以外に誰かがいたかどうかは覚えていない。

音声では、「この人が入っちゃうと助成金がもらいにくくなる」、「7 月に 2 次募集がある」など、具体的な助成金、特定の人物を念頭において会話していたようであるが、この件について本人は全く覚えていない。本人の推測するところによれば、谷口被告人は、スポーツ・インテグリティに詳しい J S C の幹部職員に S P O C O M の理事になってほしいと考えていたが、J S C の幹部職員が S P O C O M の理事に入ってしまうと、利益相反により、J S C が配分する toto 助成を受けることができなくなる可能性がある、そういった話をしたのではないか。

当初は、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会など関係団体からバランスよく理事に入ってもらってオールジャパンで取り組んでいこうとしていたようだが、活動のための助成金を申請するにあたって、例えば toto 助成を申請する際に J S C の幹部職員が入っていてもよいのか、そういった議論が S P O C O M 内部でありスポーツ庁に相談があったものと推測できる。一部報道の音声データで「7 月に 2 次募集がある…申請するときにとりあえずこれで始めて、抜いてもらうというのはあるかもしれませんがね。」とあったことについては、自分が推測したような状況だとすると、toto 助成の 2 次募集に申請する場合は、早めに S P O C O M 内の役員人事をやって、J S C の幹部職員に役員から外れてもらえば、利益相反の問題はなくなるので、2 次募集の申請時はこのままだもよいが、役員人事が終了した段階で申請書を変更することもあるかもしれない、と一般論を話したと思う。

<参考> 「NHKニュースウオッチ9」(平成30年9月21日放送)における
音声データの内容(報道を聞き取り整理したもの)

ナレーション: 去年5月22日には、谷口元役員が設立に関わっていた団体の役員人事
を巡ってこんなやりとりも。

谷口氏) 高橋次長には報告したのか?と言われて、いやまだですと言ってちょっと急ぎよ。

高橋氏) この人が入っちゃうと、助成金がもらいにくくなるという話はしていますよね。

谷口氏) いやしてないです。その辺をちょっとたぶん…。

高橋氏) また7月に2次募集がある…申請するときに、とりあえずこれで始めて、
抜いてもらうというのは、あるかもしれませんがね。

ナレーション: 助成金を得やすくするための、アドバイスとも受け取れる発言が、
記録されていました。

b) スポーツ庁政策課及びJSCの担当職員等(スポーツ庁政策課はJSCの所管課)

スポーツ庁政策課の担当職員及びJSCの担当職員によると、スポーツ庁が所管するJSCは、スポーツ振興事業に対する助成を行っており、その中の一つに「toto助成金」があるが、平成29年度事業については、平成28年11月11日に第1次募集、平成29年6月30日に第2次募集を開始している。JSCが行うスポーツ振興事業助成は、toto助成金のほかに「スポーツ振興基金助成金」、「競技強化支援事業助成金」、「競技力向上事業助成金」があるが、平成29年度事業として第2次募集を行った助成事業は「toto助成金」のみであり、一部報道で平成29年度の事業に関して「7月に2次募集がある…」と言及されているものは、JSCのスポーツ振興事業の中でいえば、「toto助成金」が該当する。

平成29年度「toto助成金」については、SPOCOMから申請が行われた事実はなく、また、SPOCOMからスポーツ庁やJSCに問い合わせがあった事実も確認できなかった。また、「toto助成金」の助成対象者は、一定の要件を満たす非営利の法人(スポーツ団体)も対象としているが、平成28年4月1日以前に法人が設立されていることを原則としていたため、平成29年4月12日に設立されたSPOCOMは、仮に申請を行っていた場合でも助成対象要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、谷口被告人や谷口被告人が所属する団体等から、申請が行われた事実や問い合わせの事実も確認できなかった。「スポーツ振興基金助成金」、「競技強化支援事業助成金」、「競技力向上事業助成金」についても同様であった。

スポーツ庁政策課の担当職員によると、高橋前次長から、スポーツ庁の職員に対して、

「toto 助成金」について、SPOCOMや谷口被告人との関係で特別の指示は確認できなかった。また、JSCの担当職員によると、高橋前次長やスポーツ庁の職員から、JSCの職員に対して、「toto 助成金」について、SPOCOMや谷口被告人との関係で特別の指示は確認できなかった。

JSCの職員によると、toto 助成金を含め、JSCが行うスポーツ振興事業助成については、団体の役員にJSCの職員が入っている場合には、申請ができないとか、助成を受けることができない、といったルールを決めているものではなく、また助成対象の審査をする際にチェックをすることもしていない。

ii) 調査・検証チームとしての事実認定

a) toto 助成金等について

JSCは、国のスポーツ振興施策の一環として、我が国のスポーツの競技水準の向上、地域におけるスポーツ環境の整備など、スポーツの普及・振興を図るため、スポーツ振興事業に対する助成を行っている。具体的には「toto 助成金」、「スポーツ振興基金助成金」、「競技強化支援事業助成金」、「競技力向上事業助成金」の4種の助成金がある。

平成29年度の事業として、2次募集が行われたものは、「toto 助成金」のみであり、平成28年11月11日に第1次募集、平成29年6月30日に第2次募集を開始している。

高橋前次長の推測による説明やこうした事実を踏まえると、一部報道において、高橋前次長が谷口被告人に対して「7月に2次募集がある」と発言したとされる事業は、JSCが実施する「toto 助成金」であったと考えられる。また、内容については、スポーツ庁次長室において、高橋前次長から谷口被告人に対して、SPOCOMの役員にtoto 助成金の実施者であるJSCの職員が入ってしまうと利益相反になるため「toto 助成」を受けられなくなる可能性があることについてアドバイスをしたものと考えられる。実際には、JSCでは、toto 助成を含めスポーツ振興事業助成について、団体の役員にJSCの職員が入っている場合には、申請や助成の対象外としているものではないとのことであり、高橋前次長は、詳細を担当者に確認をしたものではなく、一般的な考え方として、谷口被告人に伝えたものと考えられる。

「toto 助成金」のほか、JSCが行うスポーツ振興事業に対する助成については、平成29年度は、SPOCOMから申請が行われた事実はなく、またスポーツ庁やJSCに対する問い合わせは確認できなかった。また、同様に、谷口被告人や谷口被告人が所属する団体等から申請が行われた事実や問い合わせの事実も確認できなかった。

JSCの担当者によると、「toto 助成金」の助成対象者は、一定の要件を満たす非営利の法人（スポーツ団体）も対象としているが、平成28年4月1日以前に法人が設立されていることを原則としていたため、平成29年4月12日に設立されたSPOCOMは、仮に申請を行っていた場合でも助成対象要件を満たしていなかったものと考えられる。

b) スポーツ庁の公募型事業とSPOCOM等との関係について

スポーツ庁に対して、平成29年度及び平成30年度のスポーツ庁の公募型事業について、SPOCOMに対する補助金や委託費の交付実績について確認したところ、平成29年度の「スポコン強化事業」以外その実績はなかった。またスポーツ庁の後援名義の使用許可について確認したところ、その実績はなかった。

また、同様に谷口被告人や谷口被告人が所属する団体等への補助金や委託費の交付実績、後援名義の使用許可についてその実績は確認できなかった。

iii) 評価

現時点で調査・検証チームとして認定した事実関係からすると、SPOCOMは実際には申請を行ったものではなかったが、高橋前次長は、谷口被告人に対して、「toto助成金」を念頭に、SPOCOMの役員人事について、JSCの職員が役員に入ってしまうと利益相反になるため「toto助成」を受けられなくなる可能性があることについてアドバイスをしたものと考えられ、これは、一般的なアドバイスの範疇から大きく逸脱するものではないと考えられる。

また、平成29年度及び30年度のスポーツ庁の公募型事業について確認をしたところ、「スポコン強化事業」以外の事業については、SPOCOMのほか、谷口被告人や谷口被告人が所属するSPOCOM以外の団体への補助金や委託費の交付実績、後援名義の使用許可についてその実績は確認できなかった。

以上により、toto助成金を含め、JSCのスポーツ振興事業に関する4種の助成金及びスポーツ庁の公募型事業等について、文部科学省の職員が谷口被告人に不適正な便宜供与を行った事実は確認できなかったが、公募型事業の公平性・公正性に疑問を持たれるような対応は厳に慎むべきであると考えられる。

IV 東京医科大学の入試関係調査について

佐野前局長が、東京医科大学の平成30年度入試において自己の子息が加点を受け、合格者の地位の付与を受けたこと等が受託収賄罪に当たるとされ、逮捕・起訴されたことを受けて、文部科学省は、本年7月25日に、東京医科大学に対して、東京医科大学医学部医学科の平成30年度を含む過去6カ年度の入学者選抜において、適切なプロセスに沿って入学者選抜が行われたかどうか及びそれに対する大学としての評価について、速やかに調査報告するよう要請した。

東京医科大学においては、7月4日に佐野前局長に対する贈賄者が東京医科大学の関係者であるとの報道されたことを受けて、翌5日には、内部調査委員会を設置することを決め、顧問契約をしている田辺総合法律事務所に対して、内部調査委員会の立ち上げ及び調査の実施を依頼した。

同内部調査委員会の調査報告書は、8月6日に公表され、平成30年度一般入試において、佐野氏子息以外に5名への加点が確認されたこと、二次試験の小論文において属性に

よる得点調整が行われたこと等について言及された。

このことについては、同日に、文部科学省に対して説明されたが、調査報告書で言及された内容は先に調査報告するよう要請した範囲の一部にとどまることから、引き続き、速やかに調査報告するよう文部科学省から東京医科大学に要請した。これを受けて、東京医科大学では、押収された資料の還付等を捜査当局に依頼して資料を整えつつ、別途第三者委員会を設置して引き続きの調査を行っているところである。

その後、9月26日には、新学長に就任することが決まった林由起子主任教授が文部科学省を訪れ、速やかな調査報告に向けて準備を進めている旨説明がなされた。

調査・検証チームとしては、今後、東京医科大学の調査報告がとりまとまった段階で、速やかにその内容を聴取し、調査内容等が適切かどうか確認していくこととしている。

V 宇宙航空研究開発機構（JAXA）による自主調査について

宇宙航空研究開発機構（JAXA）は、本年8月15日に川端前国際統括官（JAXA元役員）が収賄容疑で起訴されたことを受け、当該事案に関連するJAXAの業務に関する問題の有無等の調査及び検証等を実施するため、同日、外部有識者として複数の弁護士も加わった「機構元役員による収賄事案に関する調査検証チーム」（以下、「JAXA調査検証チーム」という。）を設置した。

「JAXA調査検証チーム」では、元役員が関ったとされる「便宜」について報道等で把握した範囲を中心としたJAXAの業務に関する問題の有無等や、JAXAにおける法令順守等に関する対応状況について調査検証を実施している。

調査・検証チームは、第4回会議において、「JAXA調査検証チーム」による調査検証活動の進捗状況について報告を受けた。

調査・検証チームとしては、今後「JAXA調査検証チーム」の最終的な報告書がとりまとまった段階で、速やかにその内容を聴取し、調査内容等が適切かどうか確認していくこととしている。

VI 再発防止に向けての所感

今回の調査を通じて、文部科学省及びスポーツ庁の一部の幹部職員が谷口被告人側から飲食等の接待を受けていたことが判明した。

その中には、利害関係者からの供応接待が行われたと認められる事例や、利害関係者とは認められない者からではあるが社会通念上相当と認められている程度を超えた供応接待が行われたと認められる事例があった。また、これらの事例においては、贈与等報告書の提出がなされていなかった。

文部科学省は、これら事例が本来他の職員を指導監督すべき幹部職員により行われていたことを極めて深刻に受け止め、猛省する必要がある。

文部科学省の職員、特に幅広い権限をもつ立場の職員は、相手方が利害関係者であるかについて、細心の注意を払うべきである。政治家やその関係者については、国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に該当しないと認識の下に行動をしている事例がみられるが、政治家等であっても、本人が事業者である場合や利害関係者の代理人等に当たる場合には、問題になることが有り得ることを十分認識すべきである。

また、酒食を共にし、ことにクラブにおける二次会等の高額な料金を自らが支払わない場合の対処の仕方・認識に甘さが認められた。利害関係の有無にかかわらず、会食の場では特段の受託が行われなくても、その後間を置かず訪問があり、様々な相談、依頼が持ち込まれているような状況には、国民の視点から重大な問題があると言わざるを得ない。

川端被告人という職場の関係者からの誘いがあったとしても、枢要なポストにつく幹部が数多く谷口被告人側の供応接待を受けていたという現実には、単に個人の問題に帰着させるのでは不十分であり、今後は、文部科学省は組織として、現状の問題分析に取り組み、利害関係者はもちろん、それ以外の事業者等との付き合い方についても、現在の慣習を見直し、新たに適正なルールを設定すること等が求められる。また、文部科学省幹部職員及び全職員の倫理意識を抜本的に向上させる必要があるとともに、谷口被告人等が省内に頻繁に出入りしていたにもかかわらず、今回の調査に至るまで供応接待の事実が明らかにならなかったことに鑑み、省内の内部通報制度の改革、実効化と贈与等報告書提出義務の実質化、ならびに国家公務員倫理の遵守状況のチェック体制の強化など、国家公務員倫理法及び倫理規程の遵守を実効性をもって厳しく担保する必要がある。

また、今回の調査では、「スポコン強化学業」の採択に関して、特定の団体との関係で行政の公正さが疑われる事態が見られた。公募型事業の採択にあたって、事業選定の公平性・公正性の確保の観点から、審査委員会の審査・了承を得ることは、企画競争の手続の原則として当然のことであるが、このことが十分に理解・実施されていなかったことについて、文部科学省は組織として深刻に受け止める必要がある。

他の公募型事業の調査においても、公募型事業の手続について、より公平・公正な選定プロセスとするための観点から改善事項が指摘されたが、早期のマニュアル化等を通じて制度的に水平展開を図った上で、全ての担当課に対して改めて周知徹底を図ると同時に、その実行を職員に浸透させていく方策も併せて検討していかねばならない。

今回の調査においては、文部科学省の再生、国民の信頼回復に向けて、反省点や再発防止について、アンケート調査の中で自由記述を求めたところ 700 人を超える職員から回答を得た。具体的には、「幹部を含めた倫理に関する研修を、具体的事例を題材に地道に実施すべきである」、「事業者等との情報交換を行うことは必要だが、再発防止を徹底するため一定のルールを設ける」、「意図せざる形で生ずる問題への対処方法についても研修を行う」等の切実な提案がなされるとともに、「風通しのよいコミュニケーション等の豊かな組織づくりが今こそ必要である」、「国家公務員が国民全体の奉仕者であることを再認識し、信

念をもって真摯に職務に取り組まなければならない」等の意思表示がなされており、今回の事案に対して、多くの職員がこの問題に正面から向き合い、公務員として実直に取り組む職務を全うしようとする姿勢や意識が見られたことは希望であり、今後の再発防止に向けた文部科学省の取組を注視したい。

加えて、今回の事案は、法令遵守と適正な情報伝達が十分に達成されなかったといえるが、そうしたことを防ぐために文部科学省内の「法令遵守の組織文化」、「国民の視点を重視する組織文化」、「風通しのいい組織文化」等の醸成など、組織としての統制環境の整備について検討する必要がある。

調査・検証チームとしては、引き続き関連の調査を行っていくこととしているが、文部科学省においてはその結果を真摯に受け止め、文部科学省の担う重要な行政課題に、国民の十分な信託を受けつつ職員が安心して取り組み、公正な職務の遂行が果たせるよう、組織内部の問題把握と改善に向けての早急な取組を強く望む。

参考資料

1. 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームの設置について
2. 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム構成員
3. 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームにおける作業チーム構成員
4. 平成30年度公募型事業の選定プロセスに関する調査について（依頼）
5. 平成30年度公募型事業の選定プロセスに関する調査（調査票）
6. 公募型事業の選定プロセスに関する調査 作業チーム体制
7. 緊急性を要する公募型事業の取扱いについて
8. 緊急性を要する公募型事業の取扱いについて（第2弾）
9. 文部科学省職員の服務規律の遵守状況等に係る調査について
10. 幹部職員書面調査
11. 全職員書面調査

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームの設置について

〔平成 30 年 8 月 15 日〕
〔文部科学大臣決定〕

1. 目的

文部科学省幹部職員の収賄容疑による事案等の発生を踏まえ、文部科学省が実施する公募型事業の選定プロセスや文部科学省職員の服務規律の遵守状況等について調査・検証するため、「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム」（以下「調査・検証チーム」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 文部科学省が実施している公募型事業の選定プロセスに係る調査
- (2) 文部科学省職員の服務規律の遵守状況に係る調査
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 調査・検証チームの構成員は別紙のとおりとし、必要に応じて追加することができる。
- (2) ヒアリング等の具体的調査については、必要に応じて、構成員以外の者の協力も得て実施することができる。

4. 設置期間

平成 30 年 8 月 15 日から平成 31 年 3 月 31 日までとし、必要に応じて延長する。

5. その他

調査・検証チームの庶務は、関係局課の協力を得て「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム事務局（平成 30 年 8 月 15 日事務次官決定）」において処理する。

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム

構成員

平成30年10月4日時点

(座長) 永岡 桂子 文部科学副大臣

(メンバー)

菊地 敦子 一般財団法人公務人材開発協会代表理事
(元 人事院人材局長)

福島 敦子 ジャーナリスト、キャスター

村越 進 弁護士
(元 日本弁護士連合会会長)

森 公高 公認会計士、日本公認会計士協会相談役
(前 日本公認会計士協会会長)

(五十音順・敬称略)

※平成30年8月15日～10月3日の座長は、水落敏栄文部科学副大臣（当時）

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームにおける
作業チーム 構成員

平成30年8月30日時点

池田 大介 弁護士

市原 麻衣 弁護士

永 滋康 弁護士

枝廣 恭子 弁護士

木内 雅也 弁護士

厚井 久弥 弁護士

小松 明広 弁護士

佐内 俊之 弁護士

柴崎 拓己 弁護士

高橋 和弘 弁護士

高橋 未紗 弁護士

常盤 政幸 弁護士

堀岡 咲子 弁護士

八尾 光善 弁護士

柳澤 崇仁 弁護士

(五十音順・敬称略)

事務連絡
平成30年8月24日

大臣官房五課長
大臣官房文教施設企画部長
各局長
国際統括官
国立教育政策研究所長 殿
科学技術・学術政策研究所長
日本学士院長
スポーツ庁長官
文化庁長官

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム事務局長
(大臣官房総括審議官)

生川浩史

平成30年度公募型事業の選定プロセスに関する調査について（依頼）

今般の文部科学省を巡る社会的情勢に鑑み、文部科学省（外局を含む。以下、同じ。）が実施する事業については、国民の疑義を招くことがないように、信頼性を確保することが厳しく求められています。

このような状況の中、林大臣からは、文部科学省が実施する事業について、その透明性や公平性・公正性をより一層確保するため、それぞれ適切な対応をするよう、指示があったところです。これを受けて、水落文部科学副大臣及び外部有識者を構成員とする「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム」（以下、「調査・検証チーム」という。）が設置され、公募型事業の選定プロセスについて調査を行うこととなりました【参考資料1～3】。事業担当課は、調査・検証チームが決定した調査方針に基づき、それぞれの事業の選定プロセスについて自ら調査を行い、その結果について調査・検証チームの確認を受け、必要な改善を図ることとされています。

つきましては、下記の内容による調査に御協力いただき、選定プロセスの改善の必要性について、積極的な検討をお願いします。

記

1. 調査対象

平成 30 年度公募型事業* (全 628 事業) …【別添 1】

※ 本調査において「公募型事業」とは、広く申請者を募る手続により、補助事業者等を特定する過程を経る補助金、委託費、その他（庁費等）により実施する事業のうち、競争の結果により、経費を措置する事業をいいます。ただし、庁費については、審査結果に特定の者の恣意的な意向が反映されない制度や運用となっているかを確認するという本調査の趣旨に鑑み、価格以外の要素について提案を受けて、それらの評価を価格に加えて競争を行う総合評価落札方式による場合に限りま

- ① 9 月中に採択する必要のある事業
- ② 10 月以降に採択する予定の事業
- ③ ①及び②以外の事業（採択済みの事業など）

2. 調査概要

- ・ 調査票【別添 3】、事業概要等【別添 4】記載し、3. の記載に基づいて大臣官房（文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム事務局、会計課）に提出してください。
- ・ 全ての事業の調査票について、調査・検証チームに設置された作業チーム（外部有識者を構成員とする。）により、記載内容の確認を行います。
- ・ 作業チームによる確認の結果については、調査・検証チームに報告し、了承を得ることになります。
- ・ なお、調査・検証チーム、作業チームによる確認の過程で、追加資料の提出やヒアリングの実施を依頼する場合がありますので、その際は御協力をお願いいたします。

3. 提出する資料とその方法

<電子データの提出>

以下の①～⑨の資料を事業ごとのフォルダに入れて「文科省・共有（Z:¥）」の「!!!!!! 公募型事業調査 提出用フォルダ !!!!!!!」に保存の上、電話にて大臣官房会計課に一報を入れてください（連絡先は事務連絡 5 ページ参照）。「文科省・共有（Z:¥）」に提出された資料は、電話での一報を受け次第、こちらでデータを保存し、削除いたします。事業担当課から直接ご提出いただいても構いません。

- ① 提出票（【別添 2】）
- ② 調査票（【別添 3】）…編集可能データ
- ③ 事業概要等（【別添 4】）…編集可能データ
- ④ ②と③を一つのファイルにまとめたもの…PDF ファイル
- ⑤ 公募要領及び委託（補助）要綱…編集可能データ

- ⑥ 審査委員名簿…編集可能データ
- ⑦ 審査基準（要領）…編集可能データ
- ⑧ 利益相反者の基準…編集可能データ
- ⑨ 審査委員毎の採点表（総合評価落札方式により採択を終えた事業のみ）
…編集可能データ

※フォルダ名、ファイル名の冒頭には【別添1】記載の「事業番号（半角）＋事業名」を必ず記載してください。

※同じ公募要領等で複数の選定プロセスを実施している場合は、重複して提出する必要はありませんので、資料の右上に該当する事業の事業番号を漏れなく記載の上、一番早い番号の事業の資料として提出してください。

※パスワードの有無は各局課の判断にお任せします。

<紙媒体の提出>

上記④の資料は10部、①及び⑤～⑨の資料は3部を、両面印刷して左側にファイリング用の穴を2つ空けた状態で、東館4階の大臣官房会計課会議室まで持ち込んでください。各事業担当課より直接提出いただいてもかまいません。

※⑤～⑨それぞれの資料の右上に【別添1】記載の「事業番号（半角）＋事業名」を必ず記載してください。

※同じ公募要領等で複数の選定プロセスを実施している場合は、重複して提出する必要はありませんので、資料の右上に該当する事業の事業番号を漏れなく記載の上、一番早い番号の事業の資料として提出してください。

4. 提出期限と今後のスケジュール（予定）

- ・ 「1. 調査対象」における①の事業

【提出期限】 8月29日（水）12:00（厳守）

※短期間で調査・検証チームや作業チームの確認を経る必要があるため、期限を過ぎてからの提出は受け付けられませんので、御協力をお願いいたします。期限を過ぎて提出された場合には、調査・検証チームによる確認時期が調査対象②と同じ時期になりますのでご注意ください。

【調査・検証チームによる確認時期の目安】 9月中旬～下旬（予定）

※現時点で未採択の事業のうち、調査・検証チームによる確認前に採択を行う必要があるものについては、調査票提出前に調査・検証チーム事務局（連絡先は事務連絡5ページ参照）までお知らせ

下さい。

- ・ 「1. 調査対象」における②の事業
【提出期限】 9月4日（火）12:00（厳守）
【調査・検証チームによる確認時期の目安】
9月下旬～10月上旬（予定）
- ・ 「1. 調査対象」における③の事業
【提出期限】 9月4日（火）12:00（厳守）
【調査・検証チームによる確認時期の目安】
10月上旬～10月中旬（予定）

※調査・検証の状況によって、調査・検証チームによる確認時期の目安が変更になることもあります。

5. その他

- ・ 今回提出いただく資料は、状況により外部に公表する可能性があることを前提に作成をお願いします。
- ・ 調査票には選定プロセスにおける透明性や公平性・公正性確保の取組を例示していますが、個別の事業の性質や費用対効果の観点などから必ずしもなじまない場合は、例示以外の取組についても積極的に記載してください。
- ・ 調査・検証チーム及び作業チームは、調査票【別添3】と事業概要等【別添4】を中心に確認しますので、調査票には透明性や公平性・公正性を確保するための取組を網羅的に記載してください。
- ・ 委託事業について、会計課で作成しているマニュアルどおり実施している場合でも、取組を具体的に記載してください。

(別紙) 平成30年度公募型事業の選定プロセスに関する調査Q&A

- 【別添1】 平成30年度公募型事業（全628事業）一覧
- 【別添2】 提出票（様式・記載例）
- 【別添3】 調査票（様式）
- 【別添4】 事業概要等（様式）

- 【参考資料1】 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームの設置について（平成30年8月15日文部科学大臣決定）
- 【参考資料2】 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームにおける作業チームの設置について（平成30年8月21日文部科学省幹部

職員の事案等に関する調査・検証チーム決定)

- 【参考資料3】 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム事務局の設置について（平成30年8月15日文部科学事務次官決定）
- 【参考資料4】 「委託事業における企画競争及び総合評価落札方式の審査に係るより一層の公平性・透明性の確保について（通知）」（平成27年12月17日文部科学省大臣官房会計課長通知）
- 【参考資料5】 「委託事業における事業選定に当たっての公平性・透明性確保について（通知）」（平成29年3月23日文部科学省大臣官房会計課長通知）
- 【参考資料6】 「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル（平成30年7月26日大臣官房会計課総務班）
- 【参考資料7】 委託事業等における一般競争入札マニュアル（平成30年7月26日大臣官房会計課総務班）

(担当)

<調査全般について>

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム事務局		
局員（課長補佐級）	多賀谷	(4604)
局員（課長補佐級）	菅原	(4604)
局員（係長級）	畑生	(4603)

<補助金について>

大臣官房会計課監査班	係長	伊地知	(2205)
	係長	大森	(3127)
	専門職	岡本	(2184)

<委託事業・その他（庁費等）について>

大臣官房会計課総務班	専門官	西島	(2178)
	係長	福永	(3011)
	専門職	志村	(3010)

平成30年度公募型事業の選定プロセスに関する調査(調査票)

本調査では、文部科学省が選定プロセスに直接関与する全ての公募型事業について、審査結果に文科省職員を含めた特定の者の恣意的な意向が反映されない制度や運用となっているかについて確認します。

＜基本情報＞

事業名		予算科目	項)	目)
担当課室		担当課長		
担当者		内線番号		<input type="checkbox"/> 委託等 <input type="checkbox"/> 補助
公募時期		採択決定時期		
調達種別(委託等の場合)		<input type="checkbox"/> 総合評価落札方式 <input type="checkbox"/> 企画競争(随意契約)		
補助金等の分類(補助金の場合)		<input type="checkbox"/> 法律補助 <input type="checkbox"/> 予算補助		

＜企画競争性＞

価格のみによって採択対象を決定している。

対象者を機械的に全て採択している。(例えば、申請者の数に関係なく一定の要件・資格を有しさえしていれば必ず交付が受けられる補助金等)

⇒いずれにも該当しない場合、以下の選定プロセス毎の項目に回答してください。

＜選定プロセス＞

自らが担当する事業の選定プロセスに係る制度や運用について、透明性や公平性・公正性を確認するための取組を確認の上、各項目について透明性や公平性・公正性が、

・十分確保されている場合:◎

・概ね十分確保されているが、さらなる透明性や公平性・公正性を高めるための取組を実施・検討する場合:○

・不十分であり、見直しを行う必要がある場合:×

を()に記入した上で、取組例を参考に、取組の現状と改善に向けた取組の内容について網羅的に記載してください。

※委託事業については、会計課で作成しているマニュアルどおり実施している場合でも、具体的に取組を記載してください。

公募開始 ()特定の者のみを利するような情報提供の仕方になってない。 — ①

(取組例)

・ホームページへの掲載など誰でも入手出来る形で情報提供している。

・審査基準を事前に公表している。

・接触等について全ての者に対して一律に公平な取り扱いとなっている。また、そのことを公募要領等に記載している。

・特定の者からの質問について他の応募予定者にも共有している。

【取組の現状】

【改善に向けた取組の内容】

(平成30年度)

(平成31年度)

公募締切 ()特定の者のみを利するような対応をしていない。

— ②

(取組例)

- ・問合せや接触等について全ての者に対して一律に公平な取り扱いとなっている。また、そのことを公募要領等に記載している。
- ・締切後に申請書類の受付や修正をする余地を残さないようにしている。また、そのことを公募要領等に記載している。
- ・予定価格等の機密情報を適切に管理している。

【取組の現状】

【改善に向けた取組の内容】

(平成30年度)

(平成31年度)

審査関係 ⇒ 審査委員会を設置していない場合は、設問⑧へ(③～⑦の回答は不要です。)

()利害関係者や利益相反者等の範囲を明確にしている。

— ③

(取組例)

- ・利害関係者や利益相反者等の範囲を定め、審査委員に共有している。また、そのことを公募要領等に記載している。
- ・親密な個人的関係や密接な師弟関係にある者まで排除している。また、そのことを公募要領等に記載している。
- ・公募要領等に例示した以外にも利益相反の可能性がある場合には申し出るよう審査委員に求めている。

【取組の現状】

【改善に向けた取組の内容】

(平成30年度)

(平成31年度)

() 審査から利害関係者や利益相反者等を排除している。

— ④

(取組例)

- ・所属している機関等を申請した案件の審査から除外している。

【取組の現状】

【改善に向けた取組の内容】

(平成30年度)

(平成31年度)

() 公平性・公正性が担保されるよう審査委員会の実施方法に配慮している。

— ⑤

(取組例)

- ・審査委員に一定の人数(〇人以上)を確保している。
- ・対面で審査委員会を実施している。
- ・他の審査委員の意見を共有している。
- ・総合点だけでなく、評価項目ごとに評点を付すように求めている。
- ・審査委員に対して評点だけでなく、コメントの記載を求めている。
- ・評点の集計結果は複数人でチェックしている。
- ・審査委員に対して秘密保持を担保している。また、そのことを審査要領等に記載している。
- ・外部からの働きかけがあった場合には申し出るよう、審査委員に対して注意喚起している。また、そのことを審査要領等に記載している。

【取組の現状】

【改善に向けた取組の内容】

(平成30年度)

(平成31年度)

() 公平性・公正性が担保されるよう審査委員の公表について配慮している。

— ⑥

(取組例)

- ・応募者が接触出来ないよう、公表時期に配慮している。
- ・審査委員に関する情報管理が適切に行われている。

【取組の現状】

【改善に向けた取組の内容】

(平成30年度)

(平成31年度)

対象決定

() 審査委員又は審査委員会による審査結果を恣意的に変更していない。

— ⑦

(取組例)

- ・審査委員会が対象の採否を決定している場合には、事実上審査委員会の決定通りに決定している。
- ・審査委員会の議事録(議事要旨)を作成するなど、選定の経緯が分かるようにしている。
- ・採択理由や不採択理由を採択結果とともに通知している。
- ・審査委員の評価やコメントなどを通知している。
- ・採択結果や理由を公表している。
- ・採択に至るまでのプロセスについて情報提供を行っている。

【取組の現状】

【改善に向けた取組の内容】

(平成30年度)

(平成31年度)

【審査委員会を設置していない場合のみ回答ください。】

() 特定の職員が恣意的に採択者を選定していない。

— ⑧

(取組例)

- ・客観的かつ明確な審査基準を予め設けている。
- ・決裁等において審査基準に基づく評価の変更は行わない仕組みの構築をしている。
- ・決裁等において厳格に審査基準等が適用されているかを複数名で確認している。

【取組の現状】

【改善に向けた取組の内容】

(平成30年度)

(平成31年度)

1. 事業の概要

事業番号：〇〇〇 事業名：〇〇〇〇〇〇事業

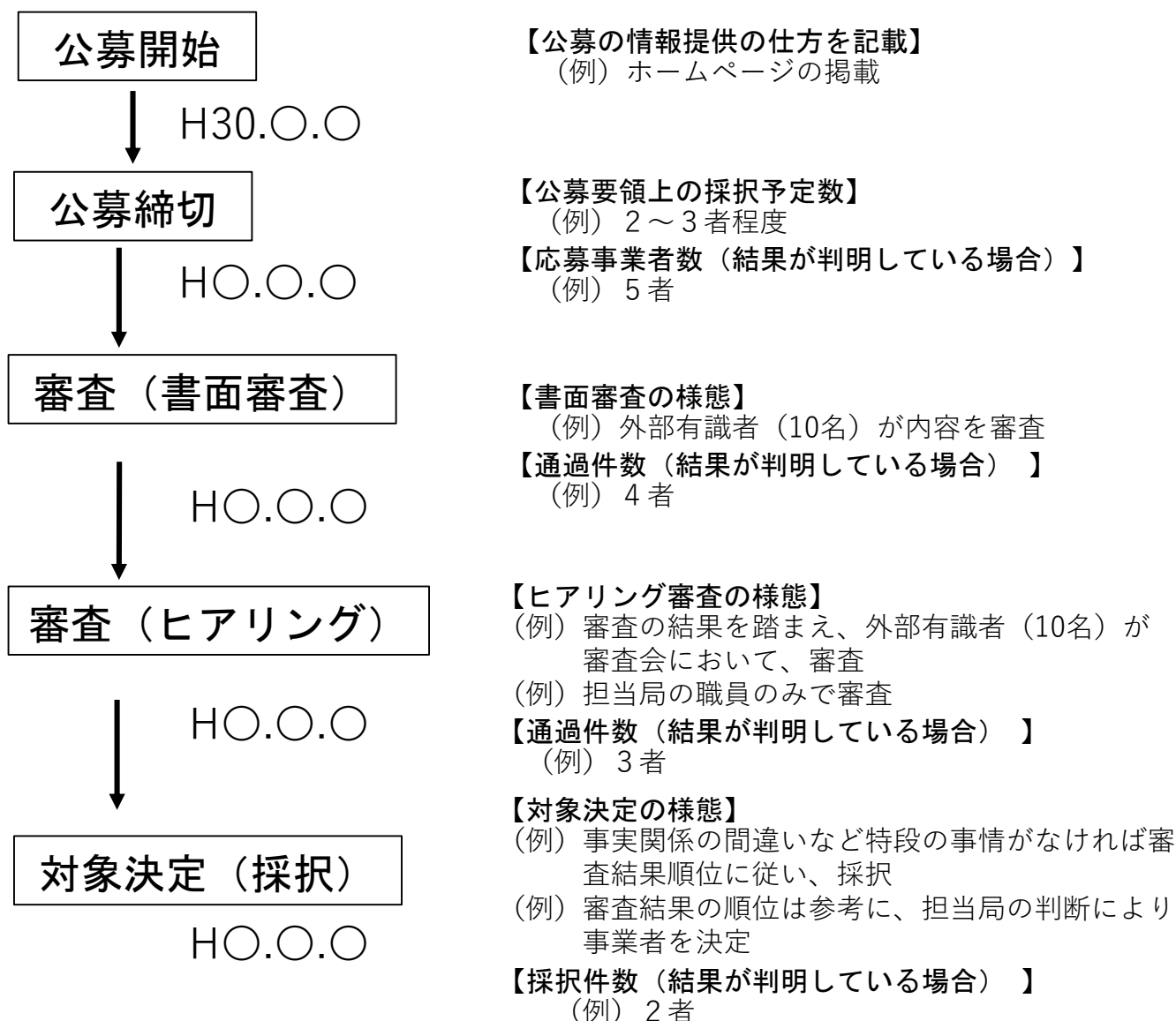
既存の事業概要が分かるポンチ絵があれば、それを添付し、本欄は空欄とすること

併せて公募要領及び委託（補助）要綱に加え、審査委員名簿、審査基準（要領）、利益相反者の基準、審査委員毎の採点表（総合評価落札方式により採択を終えた事業のみ）を提出ください。

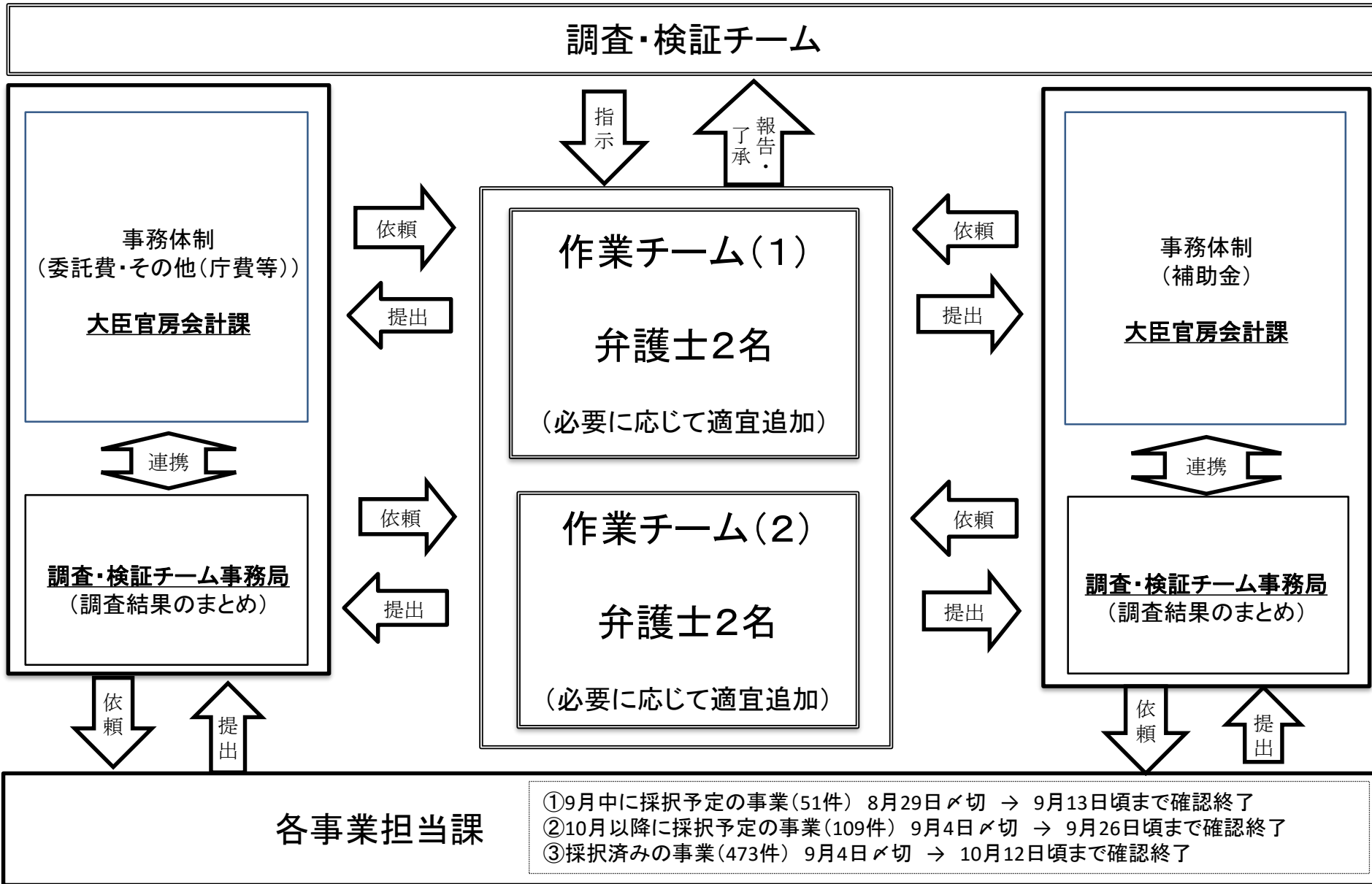
【補助事業で審査員名簿等該当するものがない場合は提出不要です。】

2. 選定プロセスの概要

下記の例を参考に作成をお願いします。



公募型事業の選定プロセスに関する調査 作業チーム体制



平成 30 年 8 月 14 日

大臣官房

1. 概要

文部科学省（外局を含む）の平成 30 年度公募型事業の調査に先立ち、公募型事業^{*}に関する基礎情報（事業名、規模、緊急性等）を各局課に照会・回収（8/3～8/10）。^{*}委託、補助、庁費（庁費の場合は総合落札方式を伴うもの）

2. 結果

- (i) 公募型事業数：629 件
- (ii) うち、未採択：222 件
- (iii) うち、8 月中に採択を行う緊急性があるもの：55 件

3. 8 月中に採択を行う緊急性があるものについて

「8 月中に採択を行う緊急性があるもの」として申告された事業について、大臣官房（連絡室・会計課）においてヒアリング等による精査の結果、概ね以下に分類できる（55 件）。

- (i) 災害に関するもの 1 件
(例：7 月豪雨の被害状況調査を伴う調査・研究事業<科研費>)
- (ii) 事業の実施時期が迫っているもの 15 件
(例：外国人留学生を招聘し、9 月からの大学入学を行わせるもの)
- (iii) 外国との関係で影響があるもの 4 件
(例：緊急度の高い外国文化遺産修復のための専門家派遣)
- (iv) 既に開札日を公告し、選定プロセスに入っていたため、開札日の延期により、事業者の辞退や賠償請求の可能性があるもの 12 件
- (v) 事業開始の遅れによって事業目的の達成が困難になるなど事業の円滑な実施に悪影響を及ぼすもの 23 件
(例：ポータルサイト構築やリーフレット作成が間に合わず事業内容を年度内に完結出来なくなるものや調査研究の活動期間が十分に確保できないことにより、成果等へ影響の可能性のあるもの)

上記事業については、緊急性が高いとする事業担当課の判断を踏まえ、一時留保を解除する。

なお、解除する場合であっても、特定の者の恣意的な意向が反映されない選定プロセスになっているかを各事業担当課において確認の上、解除した事業であっても調査・検証チームの調査対象とし、調査結果を踏まえ、今後、各担当課において必要に応じ適切な対応を取る。

(参考) 8 月中に採択を行う緊急性がある公募型事業事業 一覧

- (i) 災害に関するもの 1 件
- ・ 科学研究費助成事業（特別研究促進費）
- (ii) 事業の実施時期が迫っているもの 15 件
- ・ 教育政策形成に関する実証研究事業
 - ・ 理数補助教材編集委託事業（平成30年度）
 - ・ 認定こども園施設整備交付金
 - ・ 特別支援教育就学奨励費負担等（負担金、補助金）
 - ・ 特別支援教育就学奨励費負担等（交付金）
 - ・ 教員講習開設事業費等補助金（山間地離島へき地等免許状更新講習開設事業）
 - ・ 教員講習開設事業費等補助金（特殊要因教科・科目免許状更新講習開設事業）
 - ・ 教員講習開設事業費等補助金（免許状更新講習障害者支援事業）
 - ・ 教員講習開設事業費等補助金（通信・放送・インターネット等による講習開発支援事業）
 - ・ 国費外国人留学生制度
 - ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）
 - ・ 地域イノベーション・エコシステム形成プログラム
 - ・ スポーツ産業の成長促進事業③スポーツビジネスイノベーション推進事業（中央競技団体（NF）の経営基盤強化）
 - ・ 女性スポーツ推進事業（スポーツ団体における女性役員の育成事業）
 - ・ 情報化の進展に対応した著作権法制の検討のための調査研究（教科書等掲載補償金額の算出方法算定に向けての基礎調査）
- (iii) 外国との関係で影響があるもの 4 件
- ・ 大学の世界展開力強化事業
 - ・ 日本留学海外拠点連携推進事業（海外拠点）
 - ・ 日本留学海外拠点連携推進事業（日本本部）
 - ・ 平成30年度文化遺産保護国際貢献事業（専門家交流）実施委託業務
- (iv) 既に開札日を公告し、選定プロセスに入っていたため、開札日の延期により、事業者の辞退や賠償請求の可能性があるもの 12 件
- ・ 次世代の教育情報化推進事業（小学校プログラミング教育推進のための指導事例の創出等に関する調査研究）
 - ・ 生涯学習施策に関する調査（現代的課題に対応した効果的な情報モラル教材に関する調査研究）
 - ・ 博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業における「持続的な博物館経営に関する調査」
 - ・ つながる食育推進事業
 - ・ サイエンス・インカレに関する広報等事業
 - ・ 地域イノベーション戦略支援プログラム終了評価等に関する調査
 - ・ オープンイノベーション機構の効果的な支援に係る調査
 - ・ 研究者の交流に関する調査
 - ・ 地域イノベーションに関する自己点検指標に係る調査

- ・ 産業の研究開発に関する基盤的なデータ整備
- ・ 東アジア文化交流推進プロジェクト事業(平成 30 年度 ASEAN 文化交流・協力事業 (アニメーション・映画分野) 運營業務)
- ・ 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 (ICT を活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習コンテンツの開発・提供に関する調査研究)

(v) 事業開始の遅れによって事業目的の達成が困難になるなど事業の円滑な実施に悪影響を及ぼすもの **23 件**

- ・ 平成 30 年度「社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究」
- ・ 先導的の大学改革推進委託事業 (重度障害学生に対する支援のあり方に関する調査研究)
- ・ 教育関係共同利用拠点
- ・ 未来価値創造人材育成プログラム (超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業)
- ・ 課題解決型高度医療人材養成プログラム
- ・ 私立大学等研究設備整備等
- ・ 私立学校教育研究装置等施設整備費補助
- ・ ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ事業
- ・ データ関連人材育成プログラム
- ・ オープンイノベーション機構の整備
- ・ 光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)
- ・ 次世代領域研究開発(高性能汎用計算機高度利用事業費補助金)
- ・ 運動部活動改革プラン
- ・ スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト (運動プログラムを活用した健康寿命延伸事業)
- ・ オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業 (パラリンピック教育普及啓発事業)
- ・ スポーツ産業の成長促進事業 (スタジアム・アリーナ改革推進事業)
- ・ スポーツ産業の成長促進事業 (地域の指導者を主体としたスポーツエコシステム構築推進事業)
- ・ スポーツ産業の成長促進事業 (スポーツビジネスイノベーション推進事業)
- ・ スポーツ産業の成長促進事業 (スポーツコンテンツ海外進出促進事業)
- ・ 女性スポーツ推進事業 (女性コーチの育成事業)
- ・ 海賊版対策事業 (グローバルな著作権侵害への対応の強化事業「インターネット配信の著作権等による保護に関する諸外国調査」)
- ・ 海賊版対策事業 (権利行使の支援事業「海外における我が国権利者による著作権侵害対策事例調査」)
- ・ 平成 30 年度我が国の現代美術の海外発信事業「我が国の現代美術の戦略的海外発信に向けた関連資料の整理」

緊急性を要する公募型事業の取扱いについて（第 2 弾）

平成 30 年 8 月 29 日

調査・検証チーム事務局

1. 概要

文部科学省（外局を含む）の平成 30 年度公募型事業の調査・検証に先立ち、8 月 14 日付で緊急性が高いとする事業担当課の判断を踏まえ、55 件について、一時留保を解除。

8 月 24 日から調査・検証チームにおいて、公募型事業の調査を開始。調査・検証チームの調査票の確認終了時期については、事業の採択時期等を考慮し、3 段階（①9 月中下旬、②9 月下旬～10 月上旬、③10 月上旬中旬以降）としている。

2. 9 月中に採択を行う緊急性があるものについて

事業担当課より、「9 月中に採択を行う緊急性がある」として、上記①の確認終了時期では事業に支障をきたすとして 21 件）の申告があったところ。

- | | |
|--|------|
| (i) 外国との関係で影響があるもの | 2 件 |
| (例：日メキシコ外交 130 周年雅楽記念公演の企画・運営等) | |
| (ii) 既に開札日を公告し、選定プロセスに入っていたため、開札日の延期により、事業者の辞退や賠償請求の可能性のあるもの | 6 件 |
| (iii) 事業開始の遅れによって事業目的の達成が困難になるなど事業の円滑な実施に悪影響を及ぼすもの | 13 件 |
| (例：大阪北部地震で被害を受けた重要文化財の年度内の災害復旧計画に支障又は、調査研究事業の実施期間短縮により所期の目標達成が困難等) | |

上記事業については、前回（第 1 弾）と同様に緊急性が高いとする事業担当課の判断を踏まえ、一時留保を解除する。

解除する場合であっても、特定の者の恣意的な意向が反映されない選定プロセスになっているかを各事業担当課において確認の上、解除。解除した事業であっても調査・検証チームの調査対象とし、調査結果を踏まえ、今後、各担当課において必要に応じ適切な対応を取る。

9月中に採択を行う必要がある公募型事業 一覧

(i) 外国との関係で影響があるもの 2件

- ・ 「日本メキシコ外交関係樹立 130 周年記念メキシコ雅楽公演・交流事業」の企画・運営実施業務
- ・ 東アジア文化都市 2019 豊島オープニングイベント等企画・運営業務

(ii) 既に開札日を公告し、選定プロセスに入っていたため、開札日の延期により、事業者の辞退や賠償請求の可能性があるもの 6件

- ・ 教育改革の総合的推進に関する調査研究事業
- ・ 学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業（生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究）
- ・ 次世代の教育情報化推進事業（高等学校情報科担当教員の指導力向上に関する調査研究）
- ・ 我が国を代表するバレエ団のロシア公演事業
- ・ 「障害者文化芸術活動推進有識者会議」資料収集等業務
- ・ 「新学習指導要領」に係る広報の企画立案及び実施業務

(iii) 事業開始の遅れによって事業目的の達成が困難になるなど事業の円滑な実施に悪影響を及ぼすもの 13件

- ・ 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業
- ・ 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業（企画競争型）
- ・ 専修学校による地域産業中核的人材養成事業
- ・ 私立学校施設整備費補助金（生涯局分）
- ・ 子供の読書活動の推進等に関する調査研究
- ・ 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
- ・ 史跡等購入費補助金
- ・ 文化財多言語解説整備事業
- ・ 平成 30 年度アイヌ語アーカイブ作成推進のための人材育成事業
- ・ 平成 30 年度 アイヌ語アナログ音声資料のデジタル化
- ・ 平成 30 年度被災地における方言の活性化支援事業
- ・ 「ふるさと文化財の森システム推進事業」普及啓発事業
- ・ 平成 30 年度新進芸術家海外研修制度（短期 後期）

文部科学省職員の服務規律の遵守状況等に係る調査について

1. 目的

- (1) 文部科学省職員と事業者等との、国家公務員倫理に抵触するような関係性に係る事実関係を調査すること
- (2) 国家公務員倫理に係る職員の理解及び服務規律の遵守状況を確認すること

2. 調査事項・方法

- (1) 今回の事案において問題となっている者を含む事業者等との、国家公務員倫理に抵触するような関係性に係る事実関係の調査
 - < 課長級以上の幹部職員（約 270 名（出向者を含む）>
 - 作業チーム等による事業者等との接触に係る事実関係の書面及び聞き取り調査
 - < 官房課長以上（約 60 名）は全員、その他の課長級職員は書面調査等で抽出した者から聞き取り >

- (2) 国家公務員倫理に係る職員の理解及び服務規律の遵守状況の確認
 - (オンライン調査) < 全職員（出向者を含む）>
 - 国家公務員倫理に関する理解度の確認
 - 国家公務員倫理規程等に定める手続きの遵守状況の確認
 - 自らについての、今回の事案において問題となっている者を含む特定の事業者等との、国家公務員倫理に抵触するような関係性に係る事実関係の確認
 - 自分が、事業者等に対する有利な取扱いに係る指示等を受けたか否かの確認
 - 自分以外の国家公務員が、今回の事案において問題となっている者を含む特定の事業者等と過度な接触を行っているのを見聞きしたことがあるかの確認

 - < 上記 ~ の結果、必要に応じ、作業チーム等による聞き取り >

併せて課長級以上の幹部職員を対象とした国家公務員倫理研修を 8 月中に実施

幹部職員書面調査

< 留意事項 >

1. 今般の幹部職員の事案等を受け、職員の服務規律の遵守状況に関して、課長級以上の職員（現在、国立大学法人等への出向中の者を含む。）に対する書面調査を実施いたします。
2. 回答にあたっては、包み隠さず真摯にご回答頂くようお願いいたします。なお、承知している事実を申告しなかったことが後日判明した場合には、国家公務員倫理規程第7条第2項及び第3項違反に問われる恐れがありますので、十分ご注意ください。
3. 調査の対象期間は、平成20年4月～平成30年8月（過去10年間）とします。
4. 今回の調査を踏まえて、慎重に事実認定等を行っていくため、別途ヒアリング調査への御協力をお願いする場合がありますので、その旨あらかじめご了承ください。
5. 本調査の回答等について、他に漏らさないようご注意ください。
6. 本調査は記名式で行いますが、個人情報の保護及び調査に関する秘密保持を徹底します。
7. 現在出向中の方については、国家公務員としての勤務時の状況に基づき回答してください。
8. 本調査にあたっては別添の参考をご確認の上、回答してください。

回答欄

私は、承知している事実について包み隠さず真摯に回答することを誓います。

回答日： 平成 年 月 日

職名：

氏名：

回答欄

1. 今般の事案において逮捕・起訴された谷口浩司氏に会ったことはありますか。

2. 「会ったことがある」場合、どのような関係ですか。

(どのような経緯で知り合ったか、また、複数回又は継続して会った場合、その具体的な態様)

3. 谷口浩司氏との関係について、回答欄に「はい」又は「いいえ」でお答えください。

回答欄

一緒に会食をしたことはありますか。 「はい」の場合は、4-1も回答。

回答欄

金銭、物品又は不動産の贈与を受けたことはありますか。

「はい」の場合は、4-2も回答。

回答欄

観劇、スポーツ観戦などの招待・もてなしを受けたことはありますか。

(公務による視察等は除く) 「はい」の場合は、4-3も回答。

回答欄

金銭の貸し付けを受けたことはありますか。

「はい」の場合は、4-4も回答。

回答欄

無償で物品又は不動産の貸し付けを受けたことはありますか。

「はい」の場合は、4-5も回答。

回答欄

無償で役務の提供を受けたことはありますか。(例: 自動車の送迎、建物の修繕、引越し作業の提供等) 「はい」の場合は、4-6も回答。

回答欄

未公開株式を譲り受けたことはありますか。

「はい」の場合は、4-7も回答。

回答欄

一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行(公務による出張は除く)をしたことはありますか。

「はい」の場合は、4-8も回答。

回答欄

谷口氏に要求して、第三者に対して ~ のような行為をさせたことはありますか。
(例：家族へのプレゼント等) 「はい」の場合は、4-9も回答。

回答欄

その場に居合わせていない谷口氏に対して、飲食物の料金などを支払わせたことはありますか(いわゆる「つけ回し」)。「はい」の場合は、4-10も回答。

全て「いいえ」と回答した場合は5.に進む

4-1. 「一緒に会食をしたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について記載してください。

4-2. 「金銭、物品又は不動産の贈与を受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について記載してください。

4-3. 「観劇、スポーツ観戦などの招待・もてなしを受けたことはありますか(公務による視察等は除く)。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について記載してください。

4-4. 「金銭の貸し付けを受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について記載してください。

4-5. 「 無償で物品又は不動産の貸し付けを受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について記載してください。

4-6. 「 無償で役務の提供を受けたことはありますか。（例：自動車の送迎、建物の修繕、引越し
作業の提供等）で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について記載してください。

4-7. 「 未公開株式を譲り受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について記載してください。

4-8. 「 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行（公務による出張は除く）をしたことはありますか。」
で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について記載してください。

4-9. 「 谷口氏に要求して、第三者に対して ~ のような行為をさせたことはありますか。
（例：家族へのプレゼント等）」で「はい」と回答した場合のみ
~ のいずれの行為か及びその態様について記載してください。

4-10. 「 その場に居合わせていない谷口氏に対して、飲食物の料金などを支払わせたことはありますか(いわゆる「つけ回し」)。で「はい」と回答した場合のみ内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、谷口氏に支払わせた金額について記載してください。

5. **谷口浩司氏以外**の者との関係についてお伺いします。以下の設問(5-A)及び(5-B)についてご回答願います

5-A **利害関係者**との関係について、回答欄に「はい」又は「いいえ」でお答えください。

一緒に会食をしたことはありますか。
(割り勘の場合及び20名以上が参加する立食パーティの場合を除く。)
「はい」の場合は、5-A-1も回答。

回答欄

金銭、物品又は不動産の贈与を受けたことはありますか。
「はい」の場合は、5-A-2も回答。

回答欄

観劇、スポーツ観戦などの招待・もてなしを受けたことはありますか(公務による視察等は除く)。「はい」の場合は、5-A-3も回答。

回答欄

金銭の貸し付けを受けたことはありますか。
「はい」の場合は、5-A-4も回答。

回答欄

無償で物品又は不動産の貸し付けを受けたことはありますか。
「はい」の場合は、5-A-5も回答。

回答欄

無償で役務の提供を受けたことはありますか。(例:自動車の送迎(職務として利害関係者を訪問した際に、周辺の交通事情等からみて相当と認められる範囲でその利害関係者から提供された自動車(利害関係者が日常的に利用しているもの)を利用した場合を除く。)、建物の修繕、引越し作業の提供等) 「はい」の場合は、5-A-6も回答。

回答欄

未公開株式を譲り受けたことはありますか。
「はい」の場合は、5-A-7も回答。

回答欄

回答欄

一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行（公務による出張は除く）をしたことはありますか。

「はい」の場合は、5-A-8も回答。

回答欄

当該利害関係者に要求して、第三者に対して ~ のような行為をさせたことはありますか。（例：家族へのプレゼント等） 「はい」の場合は、5-A-9も回答。

回答欄

その場に居合わせていない利害関係者に対して、飲食物の料金などを支払わせたことはありますか（いわゆる「つけ回し」）。「はい」の場合は、5-A-10も回答。

5-A-1. 「一緒に会食をしたことはありますか。（割り勘の場合及び20名以上が参加する立食パーティの場合を除く。）」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

5-A-2. 「金銭、物品又は不動産の贈与を受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

5-A-3. 「観劇、スポーツ観戦などの招待・もてなしを受けたことはありますか（公務による視察等は除く）。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

5-A-4. 「 金銭の貸し付けを受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

--

5-A-5. 「 無償で物品又は不動産の貸し付けを受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

--

5-A-6. 「 無償で役務の提供を受けたことはありますか。（例：自動車の送迎（職務として利害関係者を訪問した際に、周辺の交通事情等からみて相当と認められる範囲でその利害関係者から提供された自動車（利害関係者が日常的に利用しているもの）を利用した場合を除く。）、建物の修繕、引越し作業の提供等）」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、自らの負担金額について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

--

5-A-7. 「 未公開株式を譲り受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

--

5-A-8. 「 麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行（公務のための旅行を除く）をしたことはありますか。」で
「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

--

5-A-9. 「 当該利害関係者に要求して、第三者に対して ~ のような行為をさせたことはありますか。(例：家族へのプレゼント等)」で「はい」と回答した場合のみ
~ のいずれの行為か及びその態様について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

5-A-10. 「 その場に居合わせていない利害関係者に対して、飲食物の料金などを支払わせたことはありますか(いわゆる「つけ回し」)。で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、支払わせた金額について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

5-B **利害関係者以外**の者との関係について、回答欄に「はい」又は「いいえ」でお答えください。

回答欄

特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な飲食などの供応接待を受けたことはありますか。 「はい」の場合は、5-B-1も回答。

回答欄

特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な金銭・物品・不動産の贈与を受けたことはありますか。 「はい」の場合は、5-B-2も回答。

回答欄

特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な観劇・スポーツ観戦などの招待・もてなしを受けたことはありますか(公務による視察等は除く)。 「はい」の場合は、5-B-3も回答。

回答欄

特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な金銭の貸し付けを受けたことはありますか。
「はい」の場合は、5-B-4も回答。

回答欄

特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な物品・不動産の貸し付けを無償で受けたことはありますか。 「はい」の場合は、5-B-5も回答。

回答欄

特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な役務の提供を無償で受けたことはありますか。
(例：自動車の送迎、建物の修繕、引越し作業の提供等)

「はい」の場合は、5-B-6も回答。

回答欄

特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な未公開株式を譲り受けたことはありますか。

「はい」の場合は、5-B-7も回答。

回答欄

特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行(公務による出張は除く)の接待を受けたことはありますか。 「はい」の場合は、5-B-8も回答。

回答欄

特定の事業者等に要求して、第三者に対して ~ のような行為をさせたことはありますか。
(例：家族へのプレゼント等) 「はい」の場合は、5-B-9も回答。

回答欄

その場に居合わせていない特定の事業者等に対して、繰り返し又は著しく高額な飲食物の料金などを支払わせたことはありますか(いわゆる「つけ回し」)。

「はい」の場合は、5-B-10も回答。

- 5-B-1. 「 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な供応接待を受けたことはありますか。」で
「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について、当該事業者等の
所属・名前とともに記載してください。

- 5-B-2. 「 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な金銭・物品・不動産の贈与を受けたこと
はありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について、当該事業者等の所属・名前とともに記載して
ください。

5-B-3. 「 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な観劇・スポーツ観戦などの招待・もてなしを受けたことはありますか（公務による視察等は除く）。」で「はい」と回答した場合のみ内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について、当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

--

5-B-4. 「 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な金銭の貸し付けを受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ内容、回数、具体的な日時、場所について、当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

--

5-B-5. 「 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な物品・不動産を無償で貸し付けを受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ内容、回数、具体的な日時、場所について当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

--

5-B-6. 「 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な役務の提供を無償で受けたことはありますか。（例：自動車の送迎、建物の修繕、引越し作業の提供等）」で「はい」と回答した場合のみ内容、回数、具体的な日時、場所、自らの負担金額について、当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

--

5-B-7. 「 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な未公開株式を譲り受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ内容、回数、具体的な日時、場所について、当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

--

5-B-8. 「 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行（公務による出張は除く）の接待を受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について、当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

5-B-9. 「 特定の事業者等に要求して、第三者に対して ~ のような行為をさせたことはありますか。（例：家族へのプレゼント等）」で「はい」と回答した場合のみ
~ のいずれの行為か及びその態様について、当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

5-B-10. 「 その場に居合わせていない特定の事業者等に対して、繰り返し又は著しく高額な飲食物の料金などを支払わせたことはありますか（いわゆる「つけ回し」）。で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、支払わせた金額について記載してください。

書面調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

全 職 員 書 面 調 査

< 留意事項 >

1. 今般の幹部職員の事案等を受け、職員の服務規律の遵守状況等に関して、全職員（現在、国立大学法人等への出向中の者を含む。）に対する調査を実施いたします。
2. 本調査は、
 - . 国家公務員倫理に関する理解度の確認
 - . 国家公務員倫理規程等に定める手続きの遵守状況の確認
 - . 国家公務員倫理に係る抵触行為の確認
 から構成されています。
3. 上記 . 国家公務員倫理規程等に定める手続きの遵守状況の確認、 . 国家公務員倫理に係る抵触行為の確認の回答にあたっては、**包み隠さず真摯にご回答頂くようお願いいたします**。なお、承知している事実を申告しなかったことが後日判明した場合には、国家公務員倫理規程第7条第2項及び第3項違反に問われる恐れがありますので、十分ご注意ください。
4. **調査の対象期間は、平成20年4月～平成30年8月(過去10年間)とします。**
5. **今回の調査を踏まえて、慎重に事実認定等を行っていくため、別途ヒアリング調査への御協力をお願いする場合がありますので、その旨あらかじめご了承ください。**
6. 本調査の回答等について、他に漏らさないようご注意ください。
7. 本調査は記名式で行いますが、個人情報の保護及び調査に関する秘密保持を徹底します。
8. . 国家公務員倫理に係る抵触行為の確認において、設問1-3～1-6、2-4～2-7、2-10及び2-11にご回答いただいた内容をもって、今後不当な取扱いがなされることはありませんので、真摯にご回答ください。
9. 現在、出向中の方については、国家公務員としての勤務時の状況に基づきご回答願います。

回答欄

私は、承知している事実について包み隠さず真摯に回答することを誓います。

回答日： 年 月 日

職 名：

氏名：

(参考1)

国家公務員倫理規程(平成十二年政令第百一号) 抄

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第七条

2 職員は、国家公務員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他当該職員の属する行政機関等(法第三十九条第一項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。)において職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する行政機関等の他の職員が法若しくは法に基づく命令(訓令及び規則を含む。以下同じ。)に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 法第二条第三項に規定する指定職以上の職員並びに一般職の職員の給与に関する法律第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額(その額が調整前における俸給月額に百分の十を乗じて得た額以上であるものに限る。)を支給される職員及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督官が定めるものは、その管理し、又は監督する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(参考2) 利害関係者及び事業者等について

(国家公務員倫理審査会事務局HPより内容を抜粋)

【利害関係者の定義】

「利害関係者」とは、国家公務員が接触する相手方のうち、特に慎重な接触が求められるものです。ある国家公務員にとって「利害関係者」とは、その国家公務員が現に携わっている1~8の事務の相手方をいいます。ただし、基本的に同一省庁内の国家公務員同士は利害関係者にはならないものとして取り扱うこととしています。

1 許認可等の申請をしようとしている者、許認可等の申請をしている者及び許認可等を受けて事業を行っている者

2 補助金等の交付の申請をしようとしている者、補助金等の交付を申請している者及び補助金等の交付を受けている者

3 立入検査、監査又は監察を受ける者

4 不利益処分の名あて人となるべき者

5 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている者

6 所管する業界において事業を営む企業

7 契約の申込みをしようとしている者、契約の申込みをしている者及び契約を締結して債権・債務関係にある者

8 予算、級別定数又は定員の査定を受ける国の機関

【事業者等の定義】

「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人(その事業のための行為を行う場合)のことをいいます。利害関係者が事業者等である場合、その事業者等の利益のためにあなたと接触しているとみられる役員、従業員などは利害関係者とみなされます。

【利害関係者及び事業者等に関する質疑応答集】

問1 倫理法及び倫理規程の「事業者等」には地方公共団体は含まれるのか。地方公共団体の首長、議会議員はどうか。

答 地方公共団体は「事業者等」に含まれる。地方公共団体の首長、議会議員は、地方公共団体の利益のためにする行為を行う場合は、「事業者等」とみなされる。

問2 各府省の地方支分部局は単体として「事業者等」に該当するのか。

答 「事業者等」とは、倫理法第2条第5項により「法人その他の団体」と規定されている。各府省の地方支分部局は国の機関であり、それ自体「団体」であることから、「事業者等」に該当する。

問3 政治家は利害関係者に該当するのか。

答 政治家は、通常は倫理規程第2条第1項各号のいずれにも該当しないので、利害関係者に該当しない。

問4 政治家は通常は利害関係者とはならないとのことであるが、政治家が事業も行っている場合に、その事業との関係でも利害関係者とはならないのか。

答 政治家が事業者として職員と接触する場合には、当該事業に係る許認可等、補助金等の交付等の事務に携わる職員の利害関係者となる。

問5 報道関係者は利害関係者に含まれるのか。

答 取材活動をしている記者は一般には利害関係者に該当しない。

問6 「事業」の定義について、営利を目的とするものに限定し、公益法人が行う事業は含まれないと解釈してよいのか。

答 第2条第1項第1号の「事業」は営利を目的とするものに限定されず、公益法人が行う事業も含まれる。第2条第1項第6号の「事業」は、営利を目的とするものに限られる。

問7 同一省庁の職員同士であっても、第2条第1項各号に掲げる事務に携わる職員にとってその相手方となる職員は利害関係者となるのか。

答 基本的に省庁内部の職員同士は利害関係者にはならないものとして取り扱うこととしている。

問8 許認可等、不利益処分、行政指導については、行政手続法第2条の定義に当てはまるものであれば、同法第3条で同法第2章から第4章までの規定が適用除外されているものについても、その相手方が利害関係者に含まれるものと解釈してよいのか。

答 そのような解釈で差し支えない。

・国家公務員倫理に関する理解度の確認

許認可や補助金の交付の相手方など、国家公務員の職務遂行によって直接に利益又は不利益を受ける者から、国家公務員が物品の贈与や接待を受けたりすることは、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を受けたりする恐れがあります。そのような行為を防止し、公務に対する信頼を確保するため、公務員倫理のルールが定められています。

ついては、国家公務員倫理法（平成11年8月13日法律第129号）及び国家公務員倫理規程（平成12年3月28日政令第101号）に照らして以下の問について、正しいと考えられる場合は○を、間違っていると考えられる場合は×を回答願います。

1. 事業者Aは、職員Zが所掌する補助金を申請しようとしているため、職員Zと利害関係者であるが、職員Zは明日から別の部署に異動する予定であり、異動後であれば今後事業者Aとは利害関係者ではなくなる。 回答欄
2. 利害関係者から金銭や物品などを受け取ることは、せん別、祝儀や少額の贈与であれば禁止されていない。 回答欄
3. 利害関係者から金銭の貸付を受けることは、少額の場合や短期間で返済する場合や、通常一般の利息を払う場合であれば禁止されていない。 回答欄
4. 利害関係者から酒食等のもてなしを受けてはならないとされているところであるが、利害関係者が主催する30人規模の立食パーティーに招待されたので参加する予定である。
この場合、多数が参加する立食パーティーであれば、例外として酒食等のもてなしを受けても国家公務員倫理法・倫理規程に抵触しない。 回答欄
5. 利害関係者とプライベートで旅行をしたが、旅行に要する経費について全て割り勘だったので国家公務員倫理法・倫理規程に抵触しない。 回答欄
6. 利害関係者の事業所へ出張し会議に出席した。その際、利害関係者から1000円程度の弁当が提供されたが国家公務員倫理法・倫理規程に抵触しない。 回答欄

7. 利害関係者に要求して、利害関係者の費用で自分の友人に対して商品券を贈ってもらったが、あくまでも商品券をもらったのは友人であるため、要求した職員は国家公務員倫理法・倫理規程には抵触しない。

回答欄

8. ある事業者等から何度も繰り返しご飯をご馳走になったが、この事業者は利害関係者には当たらない者であったので、国家公務員倫理法・倫理規程に抵触することはない。

回答欄

9. 出張先で現地視察に行く際、同じ目的地に向かう利害関係者自身が乗るために準備したタクシーに同乗した。職員がいなくても利害関係者はタクシーを使用する予定であったことから、職員はタクシー代を払わなくても問題ない。

回答欄

10. 国家公務員倫理法・倫理規程に違反した場合、懲戒処分となる可能性がある。

回答欄

・国家公務員倫理規程等に定める手続きの遵守状況の確認

国家公務員倫理法等に基づく届出義務に関する以下の問に回答願います。

1. 現在のあなたの利害関係者に該当する具体的な範囲について理解していますか。 回答欄
2. 利害関係者の費用負担によらず、利害関係者と共に飲食をする場合（例えば参加者での割り勘や、利害関係者にあたらぬ第三者が費用を負担する場合）において、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合、倫理監督官への届出が事前に必要ですが、きちんと遵守していますか。
また、やむを得ない事情により事前に届出ができなかった場合は、事後速やかに届出が必要ですが、きちんと遵守していますか。 回答欄
3. 利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得る必要がありますがきちんと遵守していますか。
講演等：「講演」「討論」「講習・研修における指導・知識の教授」「著述」「監修」「編纂」又は「ラジオ・テレビの番組への出演」 回答欄
4. 本省課長補佐級（行(一)5級以上）以上の職員の方にお伺いします。
本省課長補佐級以上の職員は、四半期毎に一度、利害関係者の有無にかかわらず、事業者等から5,001円以上の贈与（飲食や物品の提供等）があった場合、贈与等報告書の提出が必要ですが、きちんと遵守していますか。
（注）本省課長補佐級未満の職員の方は回答不要です。 回答欄
5. 本省審議官級（指定職俸給表の適用を受ける職員等）以上の職員の方にお伺いします。
本省審議官級以上の職員は、毎年3月から4月に前年1年間(1月から12月)に関する、株取引報告書、所得等報告書の提出が必要ですが、きちんと遵守していますか。
（注）本省審議官級未満の職員の方は回答不要です。 回答欄

・国家公務員倫理に係る抵触行為の確認

今般の事案において逮捕・起訴された谷口浩司氏等に関する以下の問に回答願います。
幹部職員調査の対象の方は、設問1 - 1、1 - 2、2 - 1、2 - 2及び2 - 3については回答不要です。
幹部職員調査は、職制上の段階で本省課長級以上経験者を対象とした調査であり、対象者には別途連絡しています。

1 - 1 . 【幹部職員調査 () の対象の方は回答不要です。】

谷口浩司氏から、金銭・物品等の贈与、金銭の貸付け、無償で物品又は不動産の貸付け、無償でサービスの役務提供(自動車の送迎等)、未公開株式の譲り受け、酒食等のもてなしを受けたことがありますか。共に遊技・ゴルフ・旅行をしたことがありますか。

また、谷口浩司氏に要求して、第三者に対して ~ の行為をさせたことがありますか。

1 - 2 . 【幹部職員調査 () の対象の方は回答不要です。】

上記 ~ のいずれかに該当がある場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

1 - 3 . 所管の公募型事業に関して、上司やその他の職員から谷口浩司氏に対し有利な取扱いをするような行為を指示等されたことがありますか。

回答欄

回答欄

1 - 4 . 「有利な取扱いをするような行為を指示等された」場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

回答欄

1 - 5 . あなた以外の国家公務員が、谷口浩司氏との接触等を行っているのを見た、又は聞いたことがありますか。

1 - 6 . 「見た、又は聞いたことがある」場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

回答欄

2 - 1 . 【幹部職員調査（ ）の対象の方は回答不要です。】

谷口浩司氏以外の利害関係者である事業者等からの贈与等について、設問「1 - 1」の～に該当することがありますか。

（ の自動車の送迎については、職務として利害関係者を訪問した際に、周辺の交通事情等からみて相当と認められる範囲でその利害関係者から提供された自動車（利害関係者が日常的に利用しているもの）を利用した場合を除く。 については、割り勘の場合及び20名以上が参加する立食パーティーの場合を除く）。

2 - 2 . 【幹部職員調査（ ）の対象の方は回答不要です。】

谷口氏以外の利害関係者ではない事業者等から、設問「1 - 1」の～に関して、繰り返しのものや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や物品の贈与などを受けたこと等がありますか。

回答欄

回答欄

2 - 3 . 【幹部職員調査 () の対象の方は回答不要です。】

設問「2 - 1」、「2 - 2」のいずれかに該当がある場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

回答欄

2 - 4 . 所管の公募型事業に関して、上司やその他の職員から谷口浩司氏以外の特定の事業者等に対し有利な取扱いをするような行為を指示等されたことがありますか。

2 - 5 . 「有利な取扱いをするような行為を指示等された」場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

回答欄

2 - 6 . あなた以外の国家公務員が、谷口浩司氏以外の特定の事業者等と過度な接触等を行っているのを見た、又は聞いたことがありますか。(例：頻繁な面会、頻繁な個室への出入、頻繁な贈答品の受取、ゴルフ、観劇、スポーツ観戦、麻雀等の遊技、旅行等)

2 - 7 . 「見た、又は聞いたことがある」場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

回答欄

2 - 8 . 設問「1 - 1」から「2 - 7」の他、あなたは、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に違反する疑いのある行為を行ったことがありますか。

2 - 9 . 「違反する疑いのある行為を行ったことがある」場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

回答欄

2 - 10 . 設問「1 - 1」から「2 - 7」の他、あなた以外の国家公務員が、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に違反する疑いがある行為を行っているのを見聞きしたことはありますか。

2 - 11 . 「見た、又は聞いたことがある」場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

2 - 12 . 今般の職員の逮捕事案を受け、文部科学省の再生、国民の信頼回復に向けて、服務規律の観点から考えられる、反省点や再発防止に関する取組・方策について自由に記入願います。

調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。